

令和4年10月4日(火)
ベルサール飯田橋駅前

消費税特別研修会資料

令和4年度改正を踏まえたインボイス制度への対応

講 師

税理士 わたなべ あきら
渡辺 章 氏

東京税理士会 麴町支部

目 次

I	インボイス制度の概要	1
1	インボイス制度とは	1
2	インボイスの記載事項	3
3	消費税額の端数処理	5
4	複数書類の組み合わせによる対応	7
5	インボイスの交付義務免除	11
6	インボイス制度における保存書類等	12
7	帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引	13
8	仕入税額控除の経過措置	14
9	電子インボイス等の提供と電子データの保存	15
II	適格請求書発行事業者の登録制度	18
1	適格請求書発行事業者	18
2	適格請求書発行事業者の申請・登録・通知	24
3	適格請求書発行事業者情報の公表	25
4	登録申請のスケジュール	29
5	課税事業者が登録申請を行う場合	37
6	免税事業者が登録申請を行う場合	38
7	新設法人等の特例	42
8	登録申請を行う場合の留意点	45
9	簡易課税制度の届出特例	52
10	登録の取りやめ	55
III	個別事例の留意点	58
1	委託販売におけるインボイスの交付方法	58
2	経費の立替払い	60
3	家賃の支払いとインボイス	60

IV	税額計算	62
1	売上税額の計算方法	62
2	仕入税額の計算方法	63
3	計算方法の選択	66
V	令和4年度改正等	68
1	令和4年度改正	68
2	インボイスQ & Aの改訂	73

I インボイス制度の概要

1 インボイス制度とは

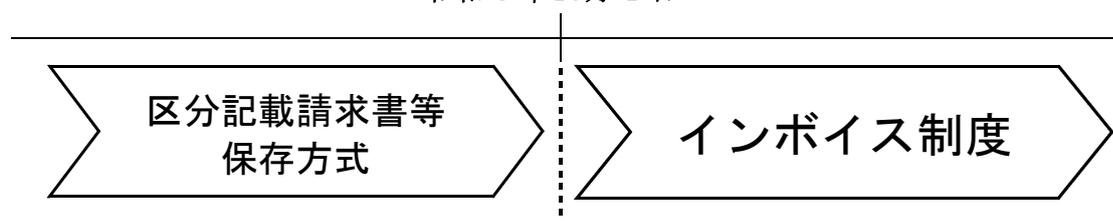
令和5年10月1日から仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）がスタートします。

このインボイス制度の下では、法定事項が記載された「帳簿」と「適格請求書」（いわゆる「インボイス」）を保存することによって、仕入税額控除を適用することができます。

なお、確定申告期限から7年間、これらを納税地等に保存し、税務調査においてはこれらを提示することが求められます。

【インボイス制度の導入時期】

令和5年10月1日



「インボイス」とは、簡潔に言えば、売手側が買手側に対して、適用税率や消費税額といった税情報を伝えるためのツールであり、かつ、記載された消費税額を売手側で納税していることを証明する書類をいいます。

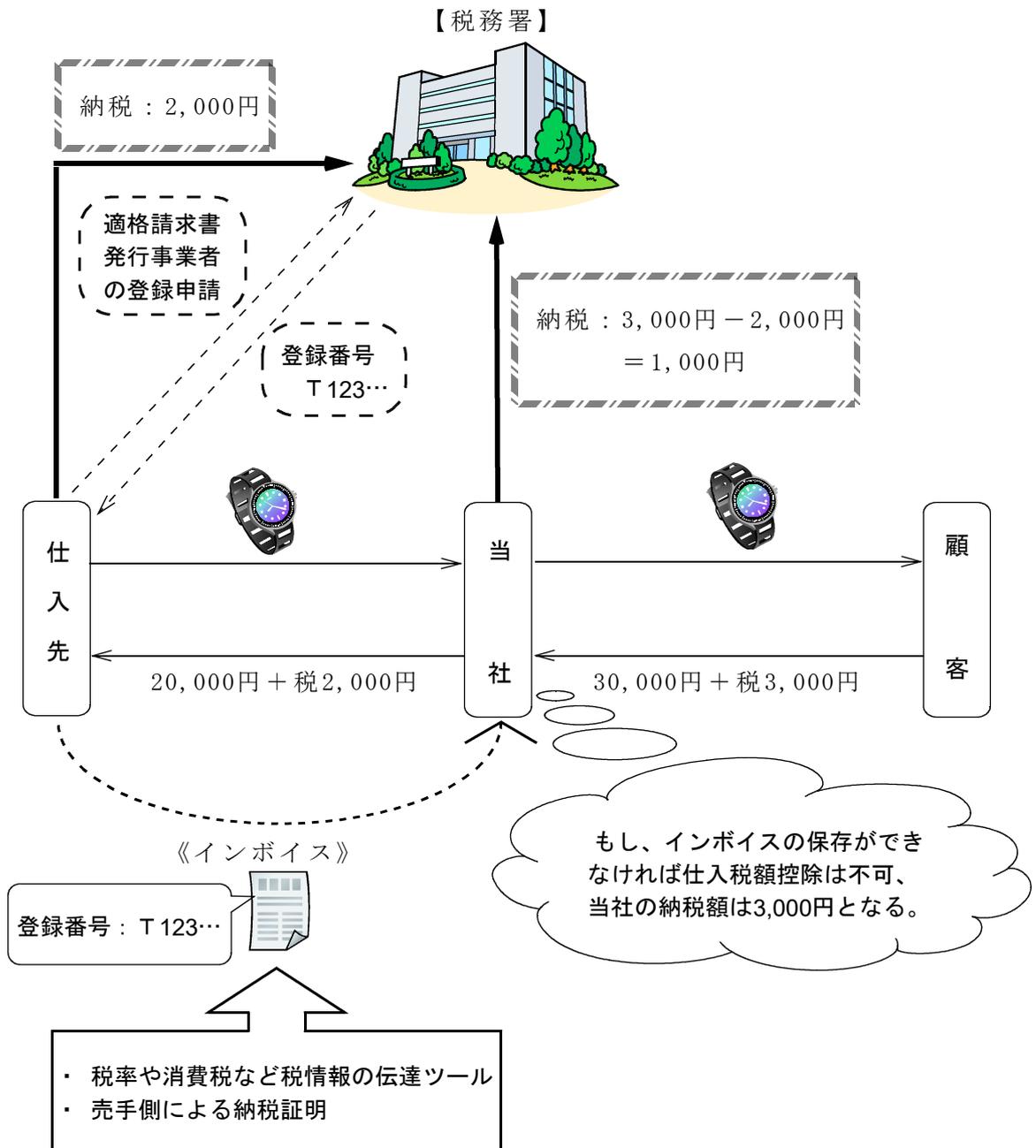
消費税の仕組みにおいては、原則として、売手側で納税を行う消費税額が買手側において仕入税額控除の対象となります。ここで、このインボイスが、買手側において適正な税額計算が行えるよう、その取引金額に係る適用税率や消費税額を売手側から買手側へと伝達するための橋渡し役となります。

また、売手側がインボイスを交付しようとする場合、インボイスを交付することができる事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受ける必要があります。そして、その事業者に対しては、必ず納税義務を負うことを条件に登録番号が交付されますから、売手側がその登録番号をインボイスに記載することによって、そのインボイスが納税証明書として成立するのです。

なお、インボイスには、登録番号等の法定事項を記載することが義務付けられますが、その様式自体は自由であることに大きな特徴があります。ですから、請求書、領収書、納品書など、その書類の名称は問いません（書類に「インボイス」と記載する必要もありません。）。また、インボイス制度の下では、紙媒体に代えて、電子データによるインボイスの提供も、法令として新たに認められます。さらに、複数の書類の組み合わせや書類と電子データの組み合わせでインボイスとすることも認められます。

実務上は、インボイス制度の導入に備えて、あえて新たな様式を作る必要はありません。従来から取引先などとやり取りしている既存の書類などをベースに、法定記載事項だけを追加する、あるいは修正するというイメージを持つとよいのではないのでしょうか。重要なことは、最小限の労力とコストで首尾よくインボイス制度に移行するということです。

【インボイス制度のイメージ図】



2 インボイスの記載事項

適格請求書（インボイス）は、次に掲げる必要事項が記載されていれば、請求書、納品書、領収書、レシートなど、その名称は問いません（消法57の4①、インボイス通達3-1）。

また、定型の様式ありませんので、既存の書類をベースに不足する記載事項だけを追加する方法で作成しても構いません。さらに、その作成方法についても定めがありませんので、Wordなどで作成する、専用ソフトなどで作成する、あるいは手書きで作成するなど、どのような作成方法でも構いません。

【インボイスの記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称※1及び登録番号
- ② 取引年月日※2
- ③ 取引内容（軽減税率対象取引については軽減税率対象である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した税抜価額又は税込価額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の受領者の氏名又は名称

※1 電話番号などを記載するなど、その事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などを記載することもできます。

※2 月単位など、課税期間の範囲で一定の期間を記載することができます。

【インボイスのイメージ図】

請求書

(株)〇〇御中

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円 消費税 11,200円	
	8%対象 40,000円 消費税 3,200円	
	10%対象 80,000円 消費税 8,000円	

※ 軽減税率対象

屋号による
記載もOK

(出典：「消費税軽減税率制度の手引き(令和3年8月版)国税庁」の図解を一部加筆修正)

【手書請求書の具体例】

【例】

請求書

震が関(株)様 〇〇年〇月〇日
 下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 131,200円

(株)DEFストア
 TEL 03-XXXX-XXXX
 登録番号 T123-XXXX

※は軽減税率対象

月	日	品名	数量	単価	金額	備考
4	1	魚	20	250	5,000	※
4	1	豚肉	10	1000	10,000	※
4	2	タオルセット	1	2000	2,000	
		：				
合計					8,000	
税率 10%					税 8,000	
税率 8%					税 4,000	
					3,200	

・書類の作成者の記載は、屋号でも可
 (交付する事業者が特定できる場合に限る)
 ・登録番号は、令和5年9月30日以前に交付する請求書において記載することも可能

「軽減税率の対象である旨」については、品目ごとに適用税率を記載することで示すことも可能

金額	税率	備考
5000	8	
10000	8	
2000	10	

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載(消費税額等の端数処理は一請求書当たり税率ごとにそれぞれ1回)

(出典：「インボイス制度－オンライン説明会－」 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

【手書領収書の具体例】

【例】

領収証 No. _____

〇川△男様

32,700 円

但 飲食料品(軽減対象)・日用品代金
 (●年●月●日取引分)として

●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました

収入印紙

<金額(税抜・税込)>	
8%	16,200円
10%	16,500円
<消費税額等>	
8%	1,200円
10%	1,500円

東京都千代田区震が関〇-〇-〇
 甲商店

登録番号 T123-XXXX

宛名は、不特定多数の者を相手とする事業の場合、省略可

但書きは、
 ・標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要。
 (「お品代として」は不可)
 ・また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要
 ※レシート(明細書)の添付に代えることも可能

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可(交付する事業者が特定できる場合に限る)

登録番号の記載
 ※令和5年9月30日以前に交付する請求書において記載することも可能

(出典：「インボイス制度－オンライン説明会－」 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日
(株)△△
(T123…)

請求金額(税込) 60,197円 (T123…)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	—
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	—
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

《計算例》

- 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円（税抜き）
 - 10%対象：28,158円（税抜き）
 - それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 - 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日
(株)△△
(T123…)

請求金額(税込) 60,195円 (T123…)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合算

《計算例》

- 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
 - 計算した消費税額を、税率ごとに合計
- ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

(出典：「インボイス制度－オンライン説明会－」 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

4 複数書類の組み合わせによる対応

インボイスについては、単一書類だけで記載事項のすべてを満たす必要はありません。たとえば、請求書と納品書など、交付された複数の書類の関連性が明確であり、これらの書類全体で記載事項を満たすのであれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることができます（インボイス通達3-1）。

【ケース1 各納品書をインボイスとする場合】

インボイスに記載された消費税額は、**納品書A:9円+納品書B:9円=18円**

インボイス	<p style="text-align: center;">納品書</p> <p style="text-align: center;">○株式会社 御中 RO. 7. 5 No.A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">品名</th> <th style="width: 15%;">税抜金額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめa1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かんづめa2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> <td>税率</td> <td>消費税額</td> <td>税込金額</td> </tr> <tr> <td>8%対象合計</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td>10%対象合計</td> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">登録番号:T1234...</p> <p style="text-align: right;">■株式会社</p>	品名	税抜金額				かんづめa1※	35				かんづめa2※	35				発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	8%対象合計	70	8%	5	75	10%対象合計	46	10%	4	50
品名		税抜金額																													
かんづめa1※		35																													
かんづめa2※	35																														
発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額																											
8%対象合計	70	8%	5	75																											
10%対象合計	46	10%	4	50																											
○	<p style="text-align: center;">納品書</p> <p style="text-align: center;">○株式会社 御中 RO. 7. 20 No.B</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">品名</th> <th style="width: 15%;">税抜金額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめb1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かんづめb2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> <td>税率</td> <td>消費税額</td> <td>税込金額</td> </tr> <tr> <td>8%対象合計</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td>10%対象合計</td> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">登録番号:T1234...</p> <p style="text-align: right;">■株式会社</p>	品名	税抜金額				かんづめb1※	35				かんづめb2※	35				発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	8%対象合計	70	8%	5	75	10%対象合計	46	10%	4	50
品名		税抜金額																													
かんづめb1※	35																														
かんづめb2※	35																														
発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額																											
8%対象合計	70	8%	5	75																											
10%対象合計	46	10%	4	50																											
保存義務	<p style="text-align: center;">1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回</p>																														
買手:○ 売手:○	<p style="text-align: center;">※は軽減税率対象品目</p>																														
インボイス	<p style="text-align: center;">請求書</p> <p style="text-align: center;">○株式会社 御中 RO. 7. 31</p> <p>今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: right;">請求金額</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">250</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(税込金額)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">■株式会社</p>	請求金額	:	250	(税込金額)																										
請求金額		:	250	(税込金額)																											
×																															
保存義務																															
買手:× 売手:×																															

(注) 各書類中、太文字（ゴシック体）がインボイス「記載事項」を示す。

(出典:「インボイス制度－オンライン説明会－」国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

【ケース2 月次請求書をインボイスとするケース】

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書 ○株式会社 御中 RO. 7. 5 No.A										
×											
保存義務											
買手: × 売手: ×	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめa1</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>かんづめa2</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">■株式会社</p>	品名	税抜金額	かんづめa1	35	かんづめa2	35	発泡酒	46	合計	116
品名	税抜金額										
かんづめa1	35										
かんづめa2	35										
発泡酒	46										
合計	116										

インボイス	納品書 ○株式会社 御中 RO. 7. 20 No.B										
×											
保存義務											
買手: × 売手: ×	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめa1</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>かんづめa2</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">■株式会社</p>	品名	税抜金額	かんづめa1	35	かんづめa2	35	発泡酒	46	合計	116
品名	税抜金額										
かんづめa1	35										
かんづめa2	35										
発泡酒	46										
合計	116										

インボイス	請求書 ○株式会社 御中 RO. 7. 31 (納品日) (品名) (税抜金額) 7月5日 かんづめa1※ 35 ⋮ ⋮ ⋮																				
○																					
保存義務																					
買手: ○ 売手: ○	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜金額</th> <th>税率</th> <th>消費税額</th> <th>税込金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%対象合計</td> <td style="color: red;">140</td> <td style="color: red;">8%</td> <td style="background-color: #fce4ec;">11</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>10%対象合計</td> <td style="color: red;">92</td> <td style="color: red;">10%</td> <td style="background-color: #fce4ec;">9</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>請求金額</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: red;">登録番号: T1234... ■株式会社</p> <p style="color: red; font-size: small;">※は軽減税率対象品目</p>		税抜金額	税率	消費税額	税込金額	8%対象合計	140	8%	11	151	10%対象合計	92	10%	9	101				請求金額	252
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額																	
8%対象合計	140	8%	11	151																	
10%対象合計	92	10%	9	101																	
			請求金額	252																	

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

(出典: 「インボイス制度ーオンライン説明会ー」 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 5 No.A		
保存義務	品名	税抜金額	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回 </div>		
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
買手:○ 売手:○	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目		■株式会社		

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 20 No.B		
保存義務	品名	税抜金額	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回 </div>		
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
買手:○ 売手:○	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目		■株式会社		

インボイス	請求書	
○(※)	○株式会社 御中	RO. 7. 31
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。	
買手:○ 売手:○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 請求金額 : 250 (税込金額) </div>	
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B	
	登録番号:T1234... ■株式会社	

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス	納品書										
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 5 No.A										
保存義務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品名</th> <th style="width: 50%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">かんづめa1※</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">かんづめa2※</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発泡酒</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">116</td> </tr> </tbody> </table>	品名	税抜金額	かんづめa1※	35	かんづめa2※	35	発泡酒	46	合計	116
品名	税抜金額										
かんづめa1※	35										
かんづめa2※	35										
発泡酒	46										
合計	116										
買手：○ 売手：○	<p>※は軽減税率対象品目 ■株式会社</p>										

インボイス	納品書										
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 20 No.B										
保存義務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品名</th> <th style="width: 50%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">かんづめb1※</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">かんづめb2※</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発泡酒</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">116</td> </tr> </tbody> </table>	品名	税抜金額	かんづめb1※	35	かんづめb2※	35	発泡酒	46	合計	116
品名	税抜金額										
かんづめb1※	35										
かんづめb2※	35										
発泡酒	46										
合計	116										
買手：○ 売手：○	<p>※は軽減税率対象品目 ■株式会社</p>										

インボイス	請求書																			
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 31																			
保存義務	<p>今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">請求金額</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 20%;">252</td> <td style="width: 10%;">(税込金額)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">税抜金額</th> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 15%;">消費税額</th> <th style="width: 30%;">税込金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8%対象合計</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">151</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10%対象合計</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">101</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内訳) 納品書No.A、納品書No.B 登録番号：T1234... ■株式会社</p>	請求金額	:	252	(税込金額)		税抜金額	税率	消費税額	税込金額	8%対象合計	140	8%	11	151	10%対象合計	92	10%	9	101
請求金額	:	252	(税込金額)																	
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額																
8%対象合計	140	8%	11	151																
10%対象合計	92	10%	9	101																
買手：○ 売手：○	<div style="border: 2px solid pink; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回</p> </div>																			

(出典：「インボイス制度－オンライン説明会－」 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

5 インボイスの交付義務免除

適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、インボイスを交付することが困難な次に掲げる取引については、そのインボイスの交付義務が免除されます（消令70の9②）。

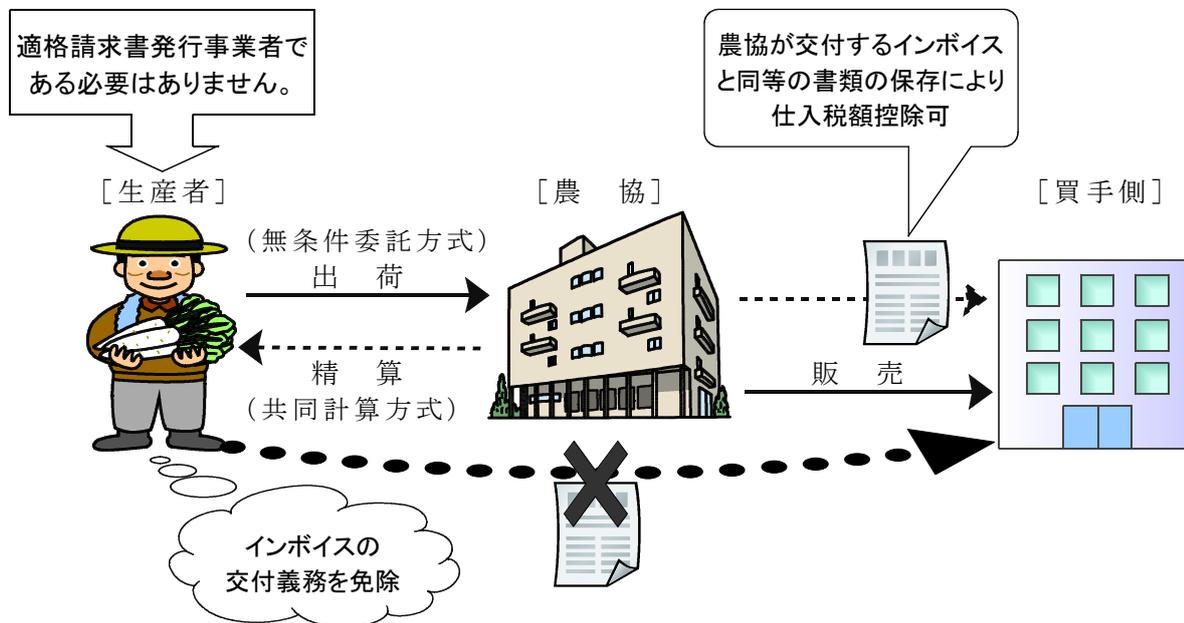
【インボイスの交付義務が免除される取引】

- ① 税込価額3万円未満の公共交通機関（船舶、バス、鉄道）による旅客の運送
- ② 生鮮食料品等の出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた卸売業者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 農林水産物の生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等（以下「農協等」といいます。）に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式※1、かつ、共同計算方式※2により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 税込価額3万円未満の自動販売機又は自動サービス機による商品の販売等
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（ポストに投函されたものに限ります。）

※1 「無条件委託方式」とは、生産者が農林水産物を出荷する際に、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を農協等に委託する方式をいいます。

※2 「共同計算方式」とは、一定期間内に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農林水産物について、その平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を差し引いた上で、生産者全員で分け合う）方式をいいます。

【農協特例】

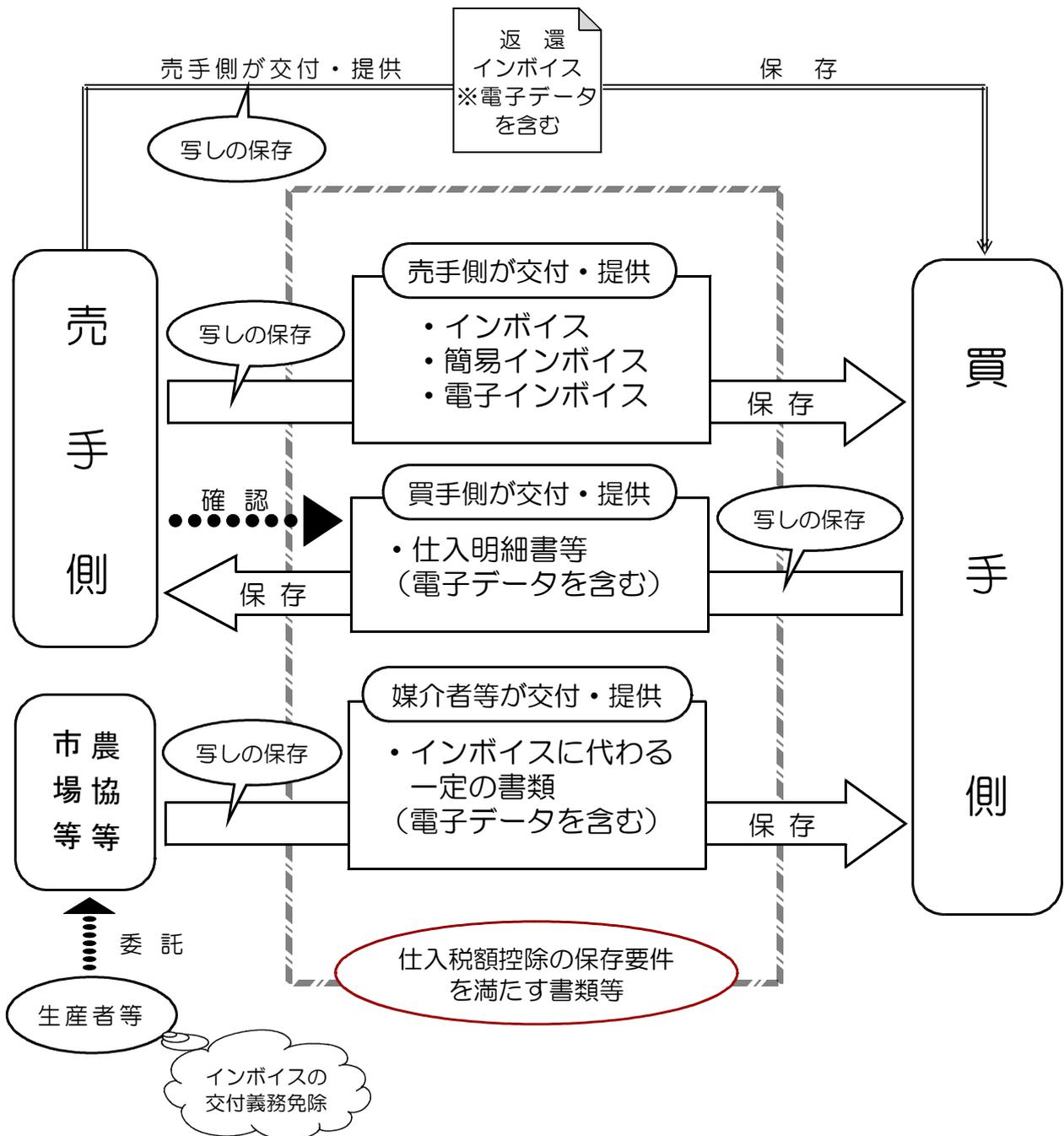


(注) 生産者は、適格請求書発行事業者である必要はありません。生産者が免税事業者の場合であっても、農協は、インボイスと同等の書類を交付することができます。

6 インボイス制度における保存書類等

売手側が作成する適格請求書（インボイス）や適格簡易請求書（簡易インボイス）、そして、これらの書類の記載事項に係る電子データ（電子インボイス）の保存が仕入税額控除の要件となります。

【インボイス制度における保存書類等】



一方、商品が販売された時点でそれと同時に仕入れを認識する取引形態を「消化仕入れ」と呼んでいます。この消化仕入れでは、その販売を行う仕入側でしか販売商品の種類や販売数量がわかりません。ですから、仕入側がその販売数量等に基づいて仕入明細書等の書類を作成し、これを売手側に確認を取ることで取引を成立させています。

そこで、このような特殊な取引形態に対応するために、区分記載請求書等保存方式では、

仕入側が作成した書類であっても、その相手方の確認を受けたものにより、仕入税額控除の保存要件を満たすこととされています。そして、インボイス制度の下でも、引き続き、この仕入明細書等（電子データを含みます。）がインボイスに代わるツールとして仕入税額控除の保存要件を満たすことになります。

また、生鮮食料品等の出荷者が、卸売市場を通じて生鮮食料品等の販売を行う場合（卸売市場特例の場合）や農林水産物の生産者が農協等を通じて農林水産物の販売を行う場合（農協特例の場合）などについては、売手側である出荷者や生産者から購入者に対してインボイスを交付することは困難です。

そこで、その媒介又は取次業務を行う卸売市場や農協等が交付した書類（電子データを含みます。）で、インボイスと同等の内容が記載されたものについても、インボイスに代わるツールとして仕入税額控除の保存要件を満たすことになります。

ところで、売手側は、値引きや割戻し等を行った場合には、その買手側に対して、適格返還請求書（返還インボイス）やその電子データを交付又は提供し、これらの書類の写しや電子データを保存する義務があります。ここで、その交付又は提供を受けた買手側においては、消費税法上、これらの書類や電子データの保存義務は求められていませんが、取引の事実を明らかにするものとして、実務上は、これらをインボイス等とともに保存することになります。

7 帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引

書類の交付を受けることが困難な取引として、次に掲げるものについては、帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用することができます（消法30⑦、消令49①、消規15の4）。

【帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引】

- ① 税込価額3万円未満の公共交通機関（船舶、バス、鉄道）による旅客の運送
- ② 税込価額3万円未満の自動販売機又は自動サービス機による商品の販売等
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス（ポストに投函されたものに限ります。）
- ④ 簡易インボイスの必要事項が記載された入場券等が、その使用の際に回収されてしまう取引
- ⑤ 古物営業、質屋営業又は宅地建物取引業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を棚卸資産として取得する取引
- ⑥ 事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当

（注） 区分記載請求書等保存方式で認められている、税込3万円未満の少額取引の場合や請求書等の交付を受けることが困難な場合について、帳簿の保存のみで仕入税額控除を行うことができる取扱いは、インボイス制度導入により廃止されます。

8 仕入税額控除の経過措置

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、インボイス等の交付が受けられないことから、仕入税額控除を行うことができません（消法30⑦）。

しかし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に限定して、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合について仕入税額控除を認める経過措置が設けられています（平成28年改正法附則52、53）。

【経過措置の適用期間と仕入税額】

適用期間	仕入税額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

【経過措置のイメージ】

R 5. 10. 1		R 8. 10. 1		R 11. 10. 1	
仕入税額相当額 ×100%	仕入税額相当額×80% (経過措置)	仕入税額相当額×50% (経過措置)	仕入税額控除なし		

なお、この経過措置の適用を受けるための要件は次のとおりです。

【経過措置の適用要件】

- ① 帳簿について、区分記載請求書等保存方式における記載事項に加え、たとえば、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する他、個々の取引に「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する等、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載を行うこと
- ② 請求書等又はその電子データについて、区分記載請求書等と同様の必要事項が記載又は記録されていること（請求書等に「軽減税率対象である旨」又は「税率ごとに区分して合計した税込価額」の記載がない場合に自ら追記又はデータを紙に出力して追記する場合があります。）

9 電子インボイス等の提供と電子データの保存

(1) 電子インボイス等の提供

インボイス制度の下では、書類による請求書等の交付に代えて、その書類に記載すべき事項に係る電子データの提供（電子インボイス等の提供）が、消費税法としては、初めて認められることとなります。

なお、電子インボイス等の提供方法としては、次に掲げるような方法があります（インボイス通達3-2）。

【電子インボイス等の提供方法】

- ① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
- ② EDI取引※における電子データの提供
- ③ 電子メールによる電子データの提供
- ④ クラウド等を通じた電子データの提供

※ 「EDI（Electronic Data Interchange）取引」とは、異なる企業・組織間で、「受注・発注」、「出荷・納品」、「請求・支払」等の各種取引情報に関連するデータを通信回線を通じて交換する取引等をいいます。

(2) 請求書等の保存と電帳法との関係

インボイス等の授受に伴って注意すべきなのが、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下、「電帳法」といいます。）に基づく電子データの保存方法です。

電帳法では、請求書や領収書等の国税関係書類に関して、次の3つの電子データの発生形態別に、それぞれの電子データに係る保存方法を定めています（電帳法4②③、7）。

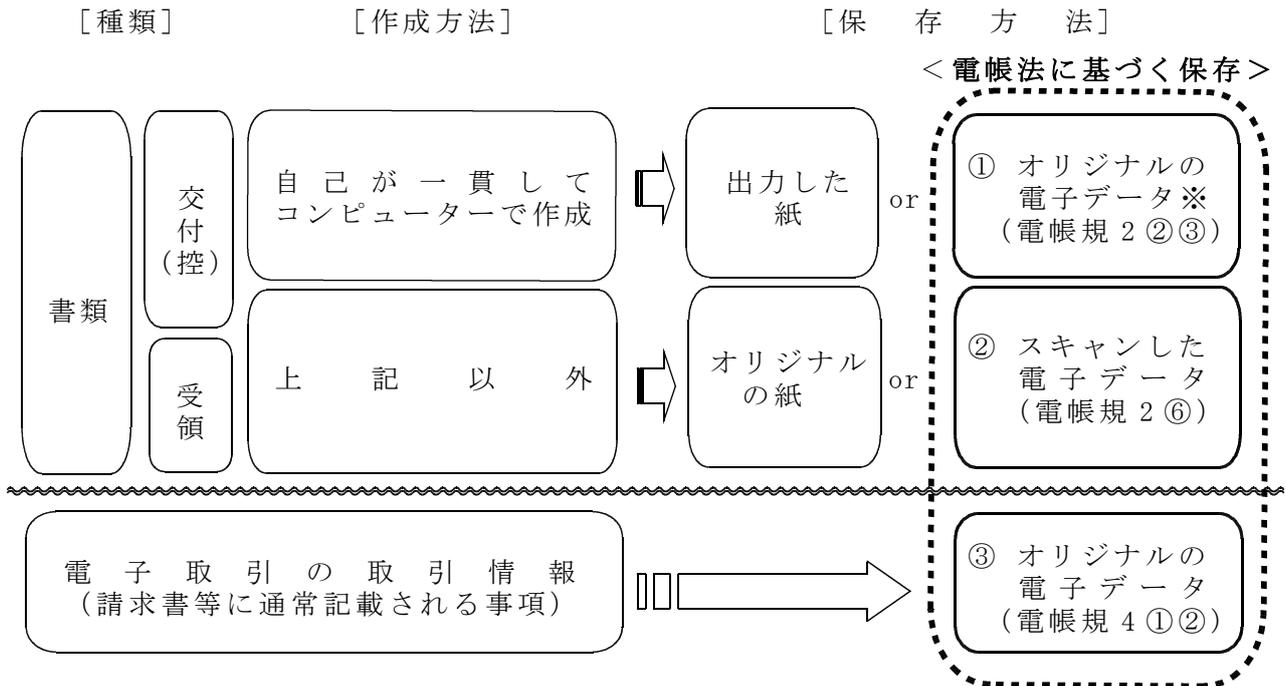
【電帳法で定める電子データ】

- ① 自己が一貫してコンピューターを使用して作成したオリジナルの電子データ
- ② 自らが作成した又は相手方から受領した書類をスキャンした電子データ
- ③ 電子取引に係る電子データ

このうち、電帳法では、取引に関して交付し又は受領する請求書や領収書等の国税関係書類に通常記載される事項を電子データで授受する取引のことを「電子取引」と呼んでいます。

この「電子取引」を行った場合には、そのオリジナルの電子データの保存を行うこととなります。消費税における電子インボイス等の授受は、この「電子取引」に該当しますので、原則として、電帳法で定める方法に従って、そのオリジナルの電子データを保存することとなります。

【電帳法に定める国税関係書類等の保存方法】



※ 一定の要件を満たす場合には、マイクロフィルムによる保存も可能

(出典：「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】(令和4年6月)国税庁」問1の図解を一部加筆修正)

<参考>

～令和3年度の電帳法改正～

電子データの保存要件は、令和3年度の電帳法改正によって、大きくその要件が緩和されました。たとえば、改正前は、上記①の「自己が一貫してコンピューターを使用して作成したオリジナルの電子データ」と②の「自らが作成した又は相手方から受領した書類をスキャンした電子データ」の保存に当たっては、事前に税務署長の承認が必要でしたが、これが不要となりました。また、個々の保存要件についても見直しが行われ、全体としては緩和されています。

一方で、電子データの保存が改正後の電帳法に定める要件に従っていない場合には、税法上保存義務がある国税関係書類として取り扱わない、電子データの改ざん等により不正計算がなされた場合には、重加算税をさらに10%加重に賦課するなど、法令の厳格な執行と罰則規定の強化が図られています。

ところで、令和3年度の電帳法改正において、実務上、非常にインパクトがあったのが、「電子取引」に関する保存方法の改正です。改正前の電帳法においては、「電子取引」について、電子データをそのまま保存することを原則としつつも、その電子データを紙に出力し、これを保存することも認められていました。しかし、令和3年度改正によって、この紙への出力保存が禁止され、電帳法の要件に従ったデータ保存が必須となりました(電帳法7)。

～令和4年度の電帳法改正～

令和3年度の電帳法改正によって、令和4年1月1日以後、「電子取引」に係る電子データの保存が義務化される予定でしたが、令和4年度の税制改正大綱において、2年間の宥恕措置が盛り込まれました（改正法は、令和3年12月27日に交付済みです）。

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた「電子取引」に係る電子データについては、保存要件にしたがって保存ができなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続き紙への出力保存が可能となりました。また、電帳法に定める保存要件を満たさない形での電子データの保存も認められます（令和3年改正電規附則2③、「インボイスQ&A」問69）。

なお、この宥恕措置の適用にあたっては、納税者から税務署長への手続などは必要ありません。

【時系列で見た電子データの保存方法】

R 4. 1. 1		R 6. 1. 1
電子データ保存 又は 紙への出力保存	電子データ保存 ※紙への出力保存もあり(宥恕措置)	電子データ保存 (紙への出力保存禁止)

～宥恕措置適用期間中における納税者の具体的な対応イメージ～

納税者は、宥恕措置適用期間中、次に掲げるような対応が認められます。

【具体的な対応イメージ】

- ・電子取引に係る請求書や領収書などの電子データを、従前と同様に書面に出力して保存しておきます。
- ・税務調査があった場合には、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合いませんでした。」や「現時点では未整備ですが、今後、保存に係るシステムを整備する意向はあります。」など、その事情を口頭で回答します。

（出典：「電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止（令和3年度税制改正）に関する宥恕措置について」（財務省）の一部を加筆修正）

(4) 消費税法による保存方法

電帳法は、基本的には所得税、法人税の取扱いを定めたものであって、消費税における電子取引、いわゆる電子インボイスに関しては、もともとオリジナルの規定があります。

消規26の8②では、売手側が、その提供する電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。また、消規15の5②では、買手側が、その提供を受けた電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。

したがって、電子インボイスの授受に関しては、原則として電帳法のルール（電帳規4①②）に則ってオリジナルデータの保存が求められますが、それができないようであれば、紙へのアウトプット保存も認められます。

Ⅱ 適格請求書発行事業者の登録制度

1 適格請求書発行事業者

インボイスは、税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」しか交付することができません。この適格請求書発行事業者となるためには、事前に申請を行い、税務署長から登録を受ける必要があります（消法57の2①）。

なお、課税事業者でなければ、その登録を受けることができません。ですから、免税事業者が適格請求書発行事業者としてインボイスを交付するためには、あえて課税事業者を選択し、その上で登録の申請を行う必要があります。

ところで、あくまでも登録を受けるかどうかは、その事業者の任意です。業種や客層によっては、インボイスの交付が必要ない場合もありますから注意が必要です。

【事業者別の登録判断】

	客 層		
	事業者	消費者	事業者・消費者混合
課税事業者	○	×	○
免税事業者	△	×	△

○…登録 ×…登録不要 △…要検討又は買手側と交渉

[適格請求書発行事業者の登録と納税義務の関係]

適格請求書発行事業者の登録を受けるということは、事実上の課税選択であると考えてください。

適格請求書発行事業者である限り、納税義務の免除制度は絶対に適用されません。ですから、たとえその基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者となることはありません（消法9①）。

検 討

～免税事業者に対する対応～

インボイス制度導入後、取引先が免税事業者である場合には、インボイスの交付を受けられません。この場合、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置により、令和5年10月1日以後3年間は、その仕入税額相当額の20%がカット、その後の3年間は、その仕入税額相当額の50%がカットされます。また、7年目以降はまったく仕入税額控除の対象となりません。

ここで気になるのが、その取引先に対して、課税事業者となることを要請したり、取引価格の値下げを行ったり、あるいは、取引停止などを行って問題とならないのかということです。

<参考>

～現行の免税事業者に対する対応の考え方～

【基本編－2 転嫁拒否等に関する相談－(2) 売手の立場からの相談】

Q 19. 建設事業者（個人）です。取引先である元請事業者（法人）から、免税事業者であることを理由に、令和元年10月の消費税率引上げ後も、取引価格を変えてもらえませんでした。免税事業者には消費税率引上げ分を転嫁しなくても問題とならないのでしょうか。

A 19. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

消費税の免税事業者であっても、同法上の特定供給事業者に該当しますので、免税事業者であることを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに対価を据え置くことは、合理的な理由がない限り「買ったたき」として問題となります。

「買ったたき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁等に御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

（出典：「総合相談センターの応答事例<令和3年3月31日まで>」消費税価格転嫁等総合相談センター）

この点に関しては、令和4年1月19日に財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁及び国土交通省の連名で公表された「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」において、その基本的な考え方が示されています。

なお、令和4年3月8日には、このQ&Aが改訂されています。

インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
 - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります（Q7参照）。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご留意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後に、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れ代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れ代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであつたとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であつて、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような懲罰等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることなどとして一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

（出典：「インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）」財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁及び国土交通省）

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため**、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないこと**にした。



➤それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者**に課税転換を求めた**。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の**価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこと**とした。



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が**課税事業者になったにもかかわらず**、免税事業者であることを前提に行われた単価からの**交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「**買ったたき**」として問題になるおそれがあります。

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた。**
- その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません。**承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます。**」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。**

<p>① 要請文書発出</p> <p>いきなり何だろう…?</p> <p>取引先A (免税事業者)</p> <p>取引先B (免税事業者)</p> <p>うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、課税事業者になってもらおう</p> <p>通告</p>	<p>② 要請文書には…</p> <p>通告</p> <p>インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。</p>
<p>③ 価格交渉 (免税事業者のままのAさんの場合)</p> <p>免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…?</p> <p>免税のままなら10%価格を引き下げます!それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。</p> <p>わかりました…</p>	<p>③' 価格交渉 (課税転換するBさんの場合)</p> <p>(取引を切られるのは困る…!)</p> <p>課税事業者になります!</p> <p>ありがとうございます。では、今まで通りの金額をお願いします。</p> <p>課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…</p>

>それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります!



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切る**など**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

(出典：「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」財務省)

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、**下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない**ことにした。

<p>① 契約</p> <p>請負金額総額 110万円</p> <p>契約書</p> <p>下請負人A</p> <p>元請負人</p>	<p>② 工事完了後…</p> <p>総額110万円</p> <p>請求書 (インボイス番号なし)</p> <p>免税事業者</p>
<p>③ よく見ると…</p> <p>この請求書は、インボイス番号がないからAさんは免税事業者ということか…!</p> <p>インボイス番号なし</p>	<p>④ 結果…</p> <p>Aさんは免税事業者なら、消費税分は払えないなあ…</p> <p>その額だと原価割れしてしまうので、それは困ります…!</p>

>それ、建設業法違反です!



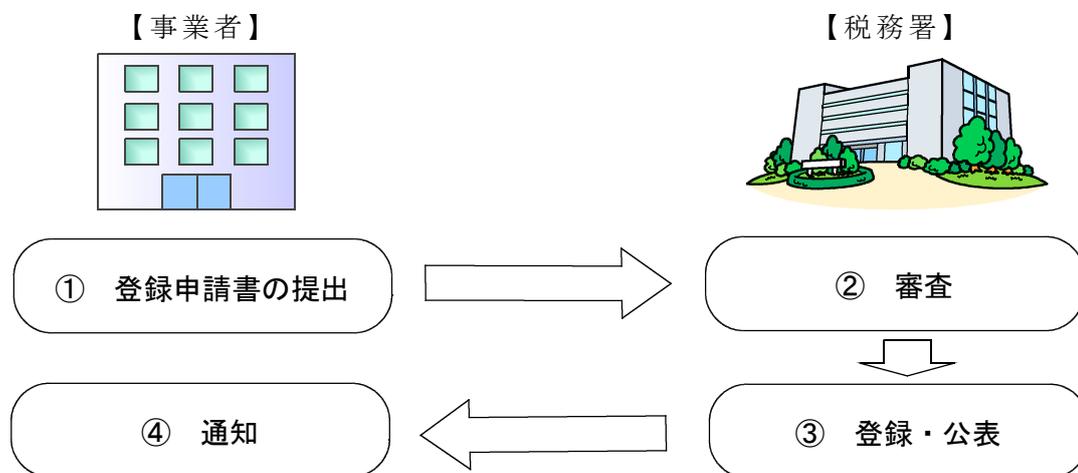
元請負人(下請契約の注文者)が、**自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為**により、**請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為**として問題となります。

(出典：「インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る建設業法上の考え方の一事例」財務省)

2 適格請求書発行事業者の申請・登録・通知

事業者が適格請求書発行事業者となるための申請を行ってから、その登録の通知を受けるまでの流れを時系列で追ってみると次のようになります。

【申請から登録の通知までの流れ】



【申請方法と通知書の受領方法】

申請方法		登録通知書の受領方法
電子申請	電子データによる受領を希望	電子データによる受領
	上記以外	書面による受領
書面申請		書面による受領のみ

[郵送等による申請]

郵送等により提出する場合の送付先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）の「インボイス登録センター」となります。

<参考>

～登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間～

現時点における登録申請書を提出してから登録通知までに要する期間については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」（以下、「公表サイト」といいます。）に掲載されています。

重要なお知らせ

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況などにより異なります。現在の通知までの期間の目安については、[こちら](#)でご案内しております。

3 適格請求書発行事業者情報の公表

適格請求書発行事業者の情報については、「公表サイト」において公表されています（消法57の2④⑪、消令70の5②）。

[法定公表事項]

次に掲げる事項が公表サイトにおいて公表されています。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 登録番号
- ③ 登録年月日（登録取消年月日、登録失効年月日）
- ④ 法人については、本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤ 国内に事務所等を有する国外事業者については、国内における事務所等の所在地

[任意の公表事項]

「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に必要事項を記載して提出することにより、次に掲げる事項を公表サイトにおいて任意に公表することができます（「インボイスQ&A」問2）。

- ① 個人事業者の「住民票に併記されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」
- ② 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
- ③ 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

[通知される登録番号]

通知される登録番号の構成は次のとおりです（インボイス通達2-3）。

- ① 法人番号を有する課税事業者
「T（ローマ字）＋法人番号（数字13桁）」
- ② 個人事業者、人格のない社団等
「T（ローマ字）＋（数字13桁）※」
※ マイナンバー（個人番号）は使いません。

「公表サイト」では、「登録番号」を基にして検索する方法により、適格請求書発行事業者の氏名・名称や登録年月日などの公表情報を確認することができます。

なお、登録番号を基にした「検索機能」のほか、システム間連携のための「WEB-API機能」や公表情報に係る「データのダウンロード機能」があります。これらの機能の詳細については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」で仕様を公開しています。

<参考>

～WEB-API機能～

WEB-API機能は、ユーザーシステムから公表サイト側に「登録番号」を含む一定条件のリクエストを送信することで、指定した適格請求書発行事業者情報の最新情報（登録年月日、失効年月日、取消年月日の履歴を含みます。）を取得するためのシステム間連携インターフェース（データ授受の方式）機能です。

なお、WEB-API機能を利用するためには、事前に公表サイト上でID（本人確認のためのIDではなく、リクエストプログラムに組み込んで、事後的に検証可能とするもの）の発行届出を行い、国税庁が払い出したIDが必要となります。

ただし、既に法人番号公表サイトにおいて、WEB-APIのIDを取得している場合は、同IDを公表サイトにおいても利用できるため、改めてIDの発行届出を行う必要はありません。

～データダウンロード機能～

データダウンロード機能は、前月末時点に公表している適格請求書発行事業者情報の最新情報（登録年月日、失効年月日、取消年月日の履歴を含みます。）を、全件データファイルとして提供するとともに、新規の適格請求書発行事業者や適格請求書発行情報の変更等に関する日次の異動情報を差分データファイルとして提供する機能です。

（出典：「適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針（令和3年7月）」国税庁）

（注）提供項目の変更について

令和4年9月26日から、個人の全件データファイルに限り、主たる事務所の所在地、氏名、主たる屋号、通称・旧姓などの項目は提供されていません。

「登録番号による検索機能」及び「WEB-API機能」では、これらの項目が、引き続き提供されています。

(参考) 公表サイト検索イメージ

請求書
〇〇様
国税商店
登録番号 T4567890123456
令和6年8月1日
△△ 55,000円
10%対象 50,000円 消費税 5,000
8%対象 0円 消費税 0



公表サイトを利用することで受領した請求書に記載された番号が、「登録番号」がどうかを公表サイトにおいて確認が可能

【TOP画面】

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

登録番号を検索する
登録番号 (T) **T4567890123456** 13桁
検索

② 検索をクリック

登録番号
T 4567890123456 13桁

登録番号でまとめて検索する +

←「+」をクリックすることで、複数検索 (最大10件) を行うことが検索可能



【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T4567890123456

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

最終更新年月
令和5年10月1日

履歴情報

No.1 適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日
新規

(出典:「公表サイトにおける検索イメージ」国税庁)

渡邊 章の情報

最新情報

登録番号

T6810412751679

氏名又は名称

渡邊 章

登録年月日

令和5年10月1日

主たる事務所の所在地等

千葉県船橋市前原西3-5-15 マルトビル205

主たる屋号

渡辺章税理士事務所

最終更新年月日

令和4年4月26日

履歴情報

公表以後の履歴について表示しています。

No.1

新規

適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日

4 登録申請のスケジュール

適格請求書発行事業者に係る登録申請の受付が令和3年10月1日から開始されています。

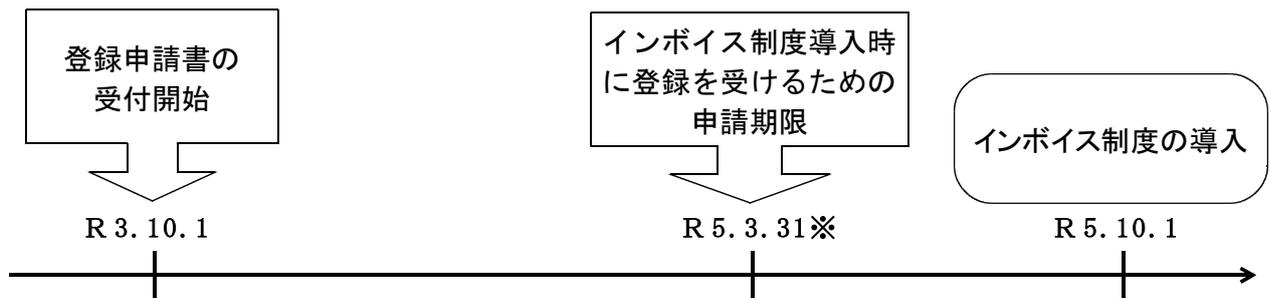
なお、インボイス制度が導入される令和5年10月1日からインボイスを交付したい事業者は、令和5年3月31日（注）までに登録申請書を提出しなければなりません（平成28年改正法附則1ハ、44①）。

ただし、令和5年3月31日（注）までに登録申請書を提出することに困難な事情（「困難な事情」については、その程度は問いません。）がある場合には、令和5年9月30日までに提出すればよいこととされています（平成30年改正消令附則15、インボイス通達5-2）。

（注） 特定期間による納税義務の判定の特例（消法9の2①）により課税事業者となる場合には、令和5年6月30日までが申請期限となります。

なお、このケースにおいても、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日までが申請期限となります。

【登録申請のスケジュール】



※ 登録申請書を提出することに困難な事情がある場合には、令和5年9月30日までに提出

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【1/2】

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ)	(〒 -)
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	Ⓢ (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	(〒 -)
		納税地	(電話番号 - -)
		(フリガナ)	Ⓢ
		(フリガナ)	
		(法人の場合) 代表者氏名	
		法人番号	

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項(Ⓢ印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 1 申請者の氏名又は名称
 - 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。	
	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者

※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登録番号	T				

- 注意
- 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2 / 2】

	氏名又は名称	
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。		
免 税 事 業 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個人番号	
	事業内容等 生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 事業内容	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日 法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円 (令和5年10月1日を希望する場合、記載不要) 登録希望日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。		
参 考 事 項		

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

取受印

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(〒 -) ◎ (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は名称	◎
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名	
		法人番号	

税務署長殿

この申請書に記載した次の事項 (◎ 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人 (人格のない社団等を除く。) にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。 ※ 次業「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄も記載してください (詳しくは記載要領等をご確認ください。) 。	
	<input type="checkbox"/>	課税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	免税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
	<input type="checkbox"/>	事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。

課税期間の初日	令和 年 月 日
---------	----------

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	登録番号	T				

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書 (次業) 」を併せて提出してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2 / 2】

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

		氏名又は名称
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個 人 番 号	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日
	事 業 内 容 等	生 年 月 日（個 人）又 は 設 立 年 月 日（法 人） 事 業 内 容
	法人のみ記載	事 業 年 度 自 月 日 至 月 日 資 本 金 円
	登録希望日	令和 年 月 日
確 認	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までにこの申請書を提出する必要があります。	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。） その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）	
	適格請求書発行事業者の死亡届出書	提出年月日 令和 年 月 日 提出先税務署 税務署
	被 相 納 税 地	令和 年 月 日
	（フリガナ）	（〒 - ）
	氏 名	（フリガナ）
登 録 番 号	T	
参 考 事 項		

適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

收受印

令和 年 月 日	申出者	納税地	(フリガナ)	(〒 -)	(電話番号)	
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)			
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
		登録番号	T			

国税庁ホームページの公表事項について、下記の事項を追加（変更）し、公表することを希望します。

新たに公表する事項	新たに公表を希望する事項の□にレ印を付し記載してください。	
	個人事業主	<input type="checkbox"/> 主たる屋号 (フリガナ) 〔 複数ある場合 任意の一つ 〕
		<input type="checkbox"/> 主たる事務所 の所在地等 (フリガナ) 〔 複数ある場合 任意の一箇所 〕
	通称 旧姓(旧氏)氏名 〔 住民票に併記されている 通称又は旧姓(旧氏)に限る 〕	いずれかの□にレ印を付し、通称又は旧姓(旧氏)を使用した氏名を記載してください。 <input type="checkbox"/> 氏名に代えて公表 (フリガナ)
		<input type="checkbox"/> 氏名と併記して公表
人格のない等 の法人	<input type="checkbox"/> 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ)	

変更の内容	既に公表されている上記の事項について、公表内容の変更を希望する場合に記載してください。	
	変更年月日	令和 年 月 日
	変更事項	(個人事業者) <input type="checkbox"/> 屋号 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地等 <input type="checkbox"/> 通称又は旧姓(旧氏)氏名 (人格のない社団等) <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地
	変更前	(フリガナ)
変更後	(フリガナ)	

※ 常用漢字等を使用して公表しますので、申出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。	
参考事項	
税理士署名	(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号	
	申出年月日	年 月 日	入力処理年月日	番号確認

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

インボイス制度

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

(収受印)

令和 年 月 日		(フリガナ)			
	届納税地		(〒 -)		
			(電話番号 - -)		
	出氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)			
	者法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
_____ 税務署長殿	登録番号	T			
<p>下記のとおり、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第8項の規定により届出します。</p> <p>※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第2項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。</p>					
変	変更年月日	令和 年 月 日			
更	変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 ※ 当該事務所等を国内に有しないこととなる場合は、次葉も提出してください。			
の	変更前	(フリガナ)			
内	変更後	(フリガナ)			
容	※ 変更後の内容については、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。				
参	考 事 項				
税	理 士 署 名				
			(電話番号 - -)		
※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	番号確認

この届出書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

インボイス制度

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（次葉）

※ 本届出書（次葉）は、特定国外事業者以外の国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合に、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書とともに提出してください。

		氏名又は名称	
引き続き、適格請求書発行事業者として事業を継続します。 (「はい」の場合は、以下の質問にも答えて下さい。)			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
特定 国 外 事 業 者 に 係 る 確 認 事 項	消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人があります。 (「はい」の場合は、次の「税務代理人」欄を記載してください。)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	税	(フリガナ) (〒 -)	
	務	事務所の所在地 (電話番号 - -)	
	代 理 人	(フリガナ) 氏名等	
納税管理人を定めています。 (「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書 (提出日：平成・令和 年 月 日)			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
現在、国税の滞納はありません。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
参 考 事 項			

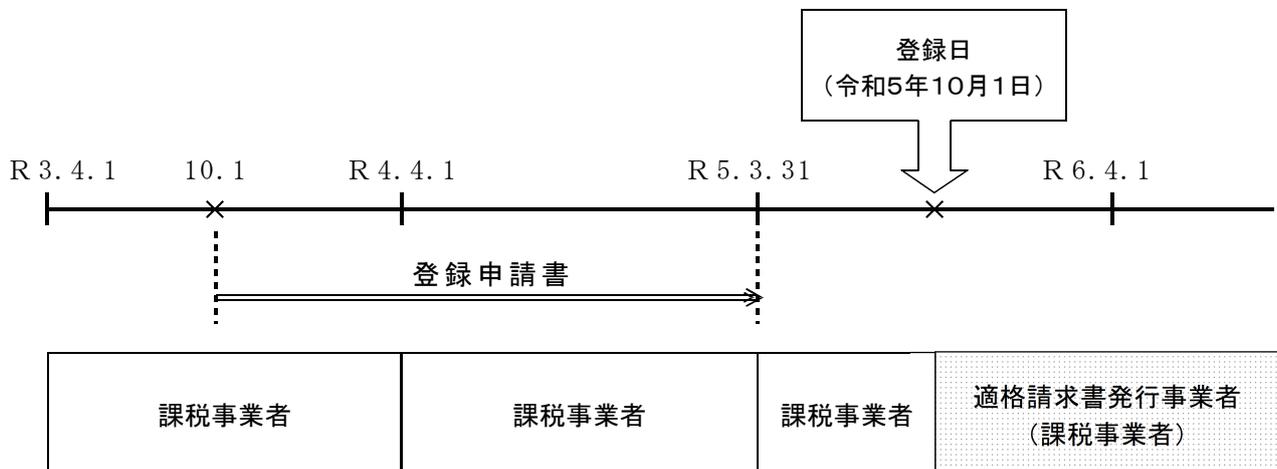
この届出書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

5 課税事業者が登録申請を行う場合

(1) インボイス制度導入時に登録を受ける場合

課税事業者が、令和5年10月1日に登録を受ける場合には、登録申請書を原則として、令和5年3月31日までに提出します（平成28年改正法附則44①）。

【令和5年10月1日に登録を受ける3月決算法人の場合】



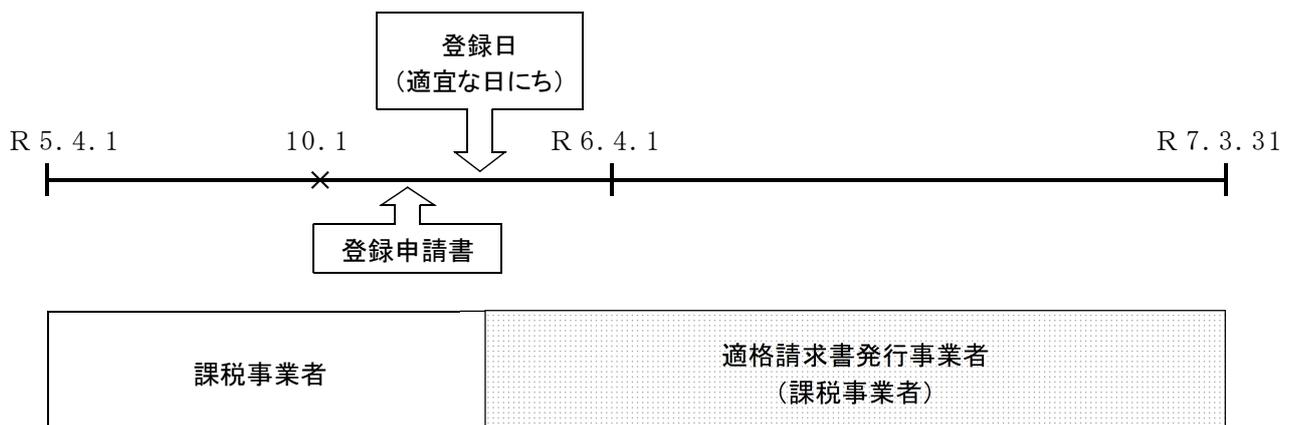
[手続き]

- ・登録申請書→令和5年3月31日までに提出

(2) インボイス制度導入後に登録を受ける場合

インボイス制度導入後については、登録申請により逐次登録が行われます。この場合、その登録日は、税務署の審査が完了した適宜な日にちとなります（消法57の2③）。

【令和5年10月2日以後に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→随時提出

6 免税事業者が登録申請を行う場合

(1) 経過措置の適用を受ける場合

免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、その登録日から自動的に課税事業者となる経過措置（以下、「免税事業者に係る登録の経過措置」といいます。）が設けられています（平成28年改正法附則44④、インボイス通達5-1）。

したがって、この場合には、課税事業者の選択手続きは省略できます。

なお、「課税事業者選択届出書」の提出によって課税事業者となった場合とのバランスを考慮し、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、事業者免税点制度が適用されないこととなります。

ただし、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、この課税事業者としての拘束はありません。

【課税事業者としての拘束】（平成28年改正法附則44⑤）

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受ける事業者は、その登録日の属する課税期間の翌課税期間から、その登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

ただし、登録日の属する課税期間が、令和5年10月1日を含む課税期間である場合を除く。

(注) 調整対象固定資産を取得した場合の課税事業者期間の延長規定は適用されません。

[登録日の希望]

令和4年度改正によって、免税事業者が、「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受ける場合には、登録申請書に登録を希望する日（以下、「登録希望日」といいます。）を記入することができるようになりました（平成30年改正消規附則4四）。

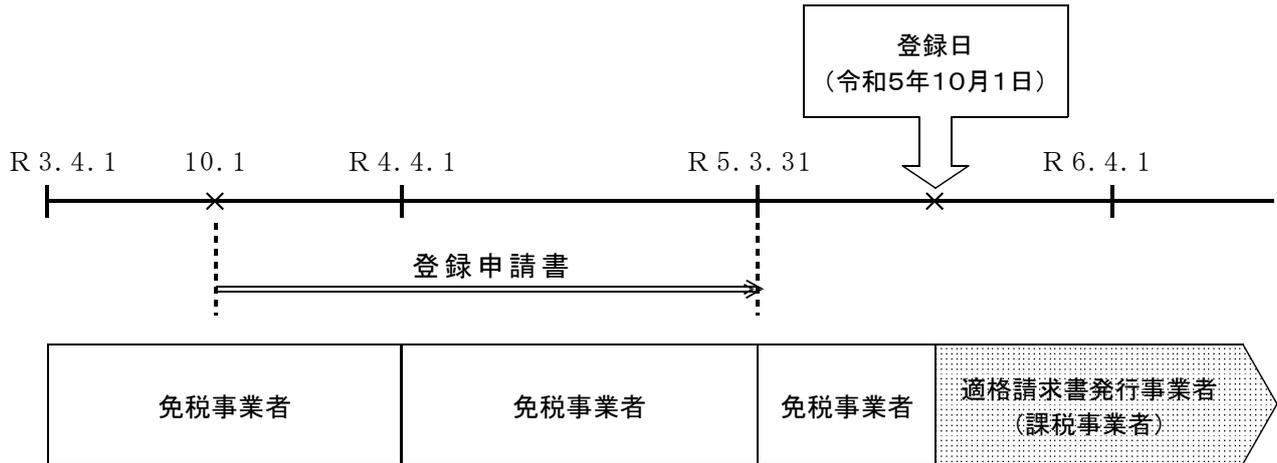
<参考>

～登録希望日について～

免税事業者が、令和5年10月1日に登録を受けることを希望する場合には、登録希望日の記載は不要です。

なお、登録希望日を記載できるのは、登録希望日の属する課税期間の基準期間が終了し、登録希望日において免税事業者であることが確定している事業者に限られます。

【令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

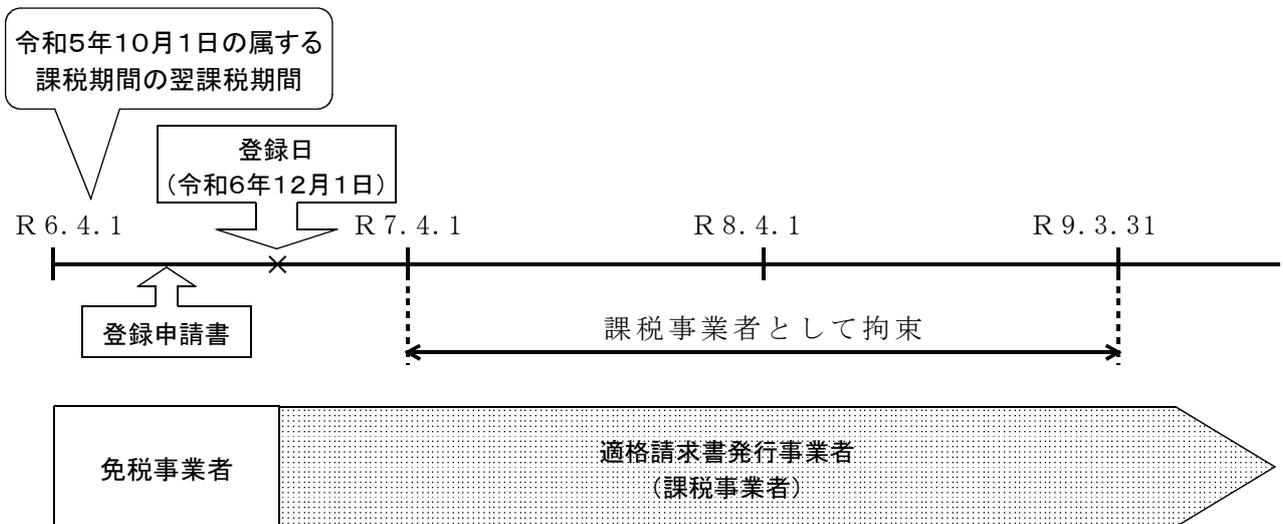
- ・登録申請書→令和5年3月31日までに提出

※ 課税事業者の選択手続きは不要です。なお、納税義務については次のようになります。

令和5年4月1日～令和5年9月30日は免税事業者

令和5年10月1日～令和6年3月31日は課税事業者

【令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→随時提出（登録希望日を記載します。）

※ 課税事業者としての拘束期間

その登録日（令和6年12月1日）の属する課税期間の翌課税期間から、その登録日以後2年を経過する日（令和8年11月30日）の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。

(2) 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合（経過措置の適用除外の場合）

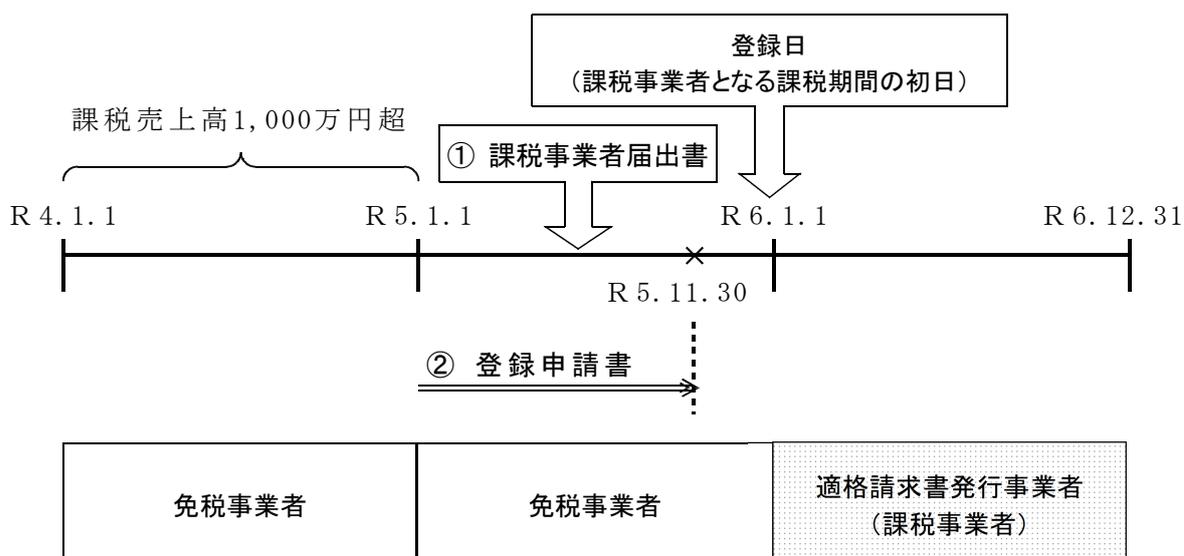
次に掲げる課税期間については、上記(1)の「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用することができません。

【経過措置が適用除外となる課税期間】

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間
- ② 課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となる課税期間
- ③ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間
- ④ 相続、合併、分割等の特例その他の納税義務の免除の特例規定により課税事業者となる課税期間

したがって、登録申請書に「登録希望日」を記載して提出することはできません。また、課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出する必要があります（消法57の2②、消令70の2）。

【基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた個人事業者の場合】



[手続き]

① 課税事業者届出書→速やかに提出

※ 国税庁では、課税事業者届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。

② 登録申請書→令和5年11月30日までに提出

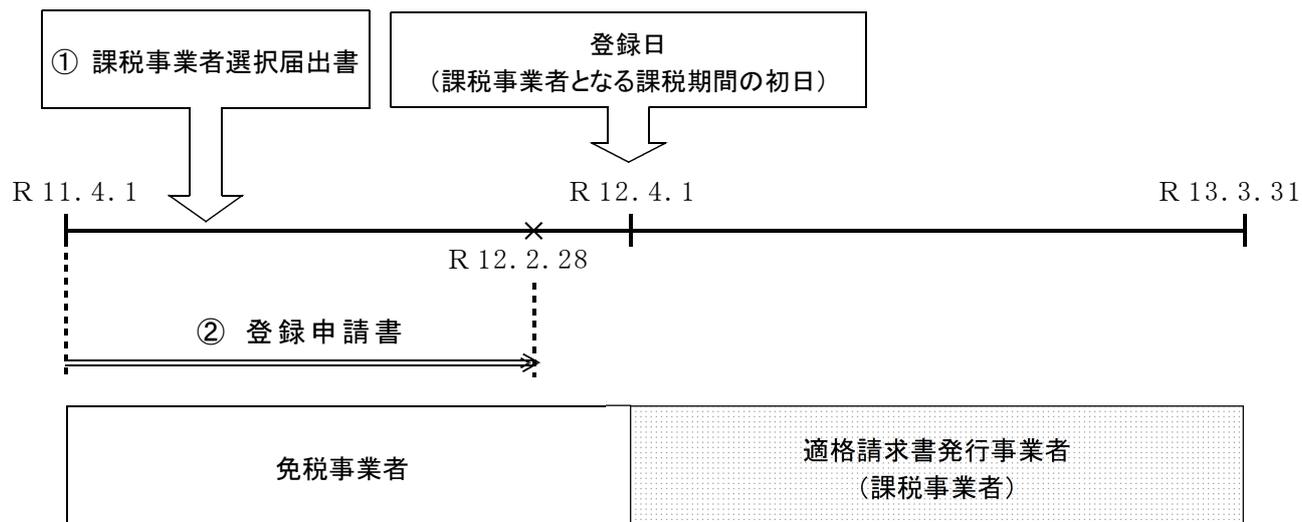
※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日は、「令和5年11月30日」となります。

(3) 経過措置適用期間後に登録を受ける場合

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間後、通常の課税期間において免税事業者が登録を受けるためには、「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択する必要があります。この場合、その課税事業者選択届出書の提出期限は、その登録を受けようとする課税期間の直前の課税期間中となります（消法9④）。

また、免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出する必要があります（消法57の2②、消令70の2）。

【課税選択をした課税期間の初日に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に提出
※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時にを行うよう要望しています。
- ② 登録申請書→令和12年2月28日までに提出
※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和12年4月1日）の前日（令和12年3月31日）から起算して1月前の日は、「令和12年2月28日」となります。

<参考>

～経過措置と課税選択制度との適用関係～

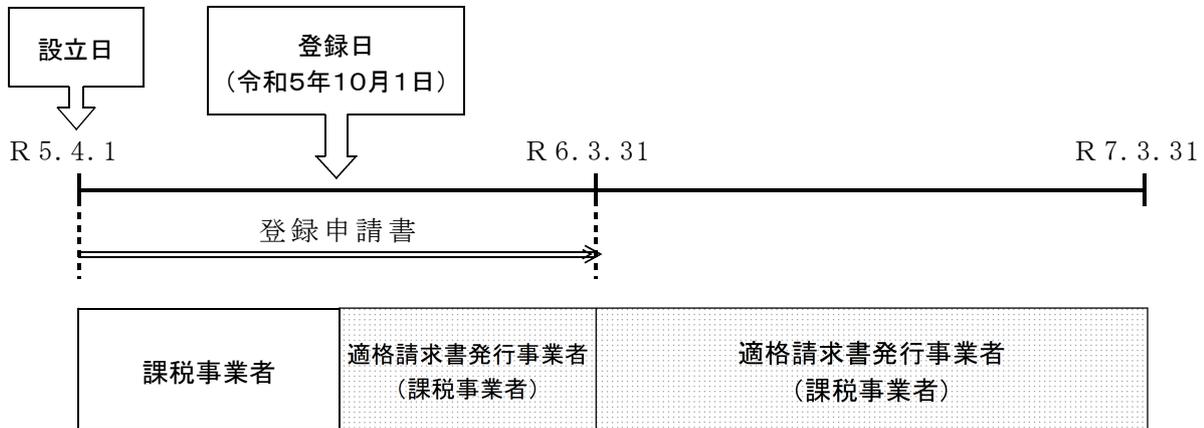
令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間は、上記(1)の「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用できますが、あくまでこれを適用するかどうかは任意です。したがって、この期間中であっても、課税事業者を選択した上で登録申請を行うことはできます。

< 参考 >

～ 設立日が令和 5 年 9 月 30 日以前の場合～

その設立日が令和 5 年 9 月 30 日以前の場合には、その登録日は、令和 5 年 10 月 1 日となります（平成 30 年改正消令附則 13）。

【令和 5 年 4 月 1 日に設立された資本金 1,000 万の 3 月決算法人の場合】



[手続き ①]

登録申請書 → 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に提出

※ 令和 5 年 9 月 30 日までに申請する場合には、登録申請書（第 1 - (1) 号様式）を使用します。【 1 / 2 】の「困難な事情」欄へ、「令和 5 年 4 月 1 日設立のため」等、令和 5 年 3 月 31 日までに提出できなかった困難な事情を記載して提出します。

【「困難な事情」欄】

令和 5 年 3 月 31 日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和 5 年 6 月 30 日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	
---	--

一方、新設法人等の特例を適用して登録を受けるのであれば、その課税期間の初日（このケースでは令和 5 年 10 月 1 日）から登録を受けたい旨を登録申請書に記載しなければなりません。しかし、「第 1 - (1) 号様式」の雛形には、特にこれを記載する箇所がありません。そのため、【 2 / 2 】の「参考事項」欄に、この特例を適用し、令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けたい旨を記載して提出することになるものと思われます。

【「参考事項」欄】

参 考 事 項	
------------------	--

【手続き②】

登録申請書→令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

※ 令和5年10月1日以後に申請する場合には、登録申請書（第1－(3)号様式）を使用します。新設法人等の特例によることとなりますので、【1／2】の「事業者区分」欄の「 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等」欄及び「 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者」欄に✓マークを付けるとともに、「課税期間の初日」欄に「令和5年4月1日」と記入します。

【登録申請書（第1－(3)号様式）の「事業者区分」欄】

事業者区分	<input type="checkbox"/> 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等	課税期間の初日
	<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 上記以外の課税事業者	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	

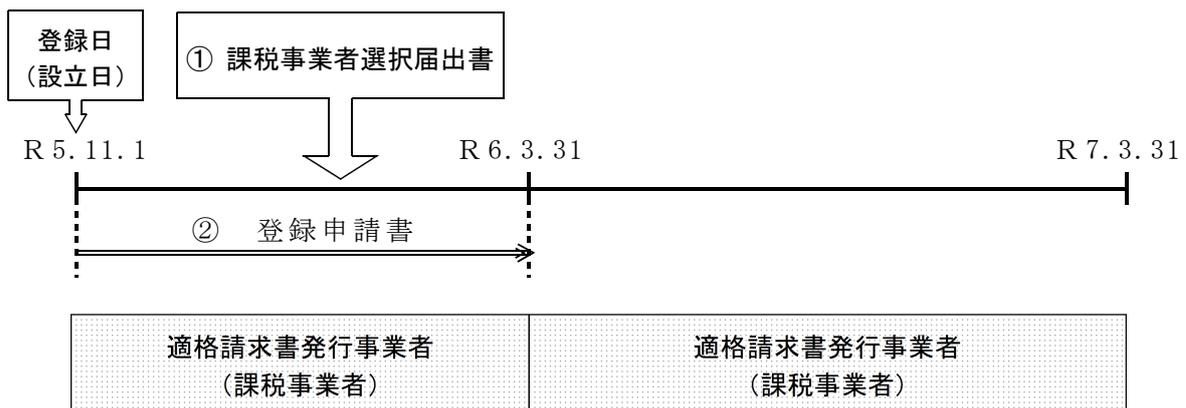
ここに✓マーク

令和5年4月1日と記入

[資本金1,000万円未満の新設法人等の場合]

資本金の額又は出資の金額が1,000万未満の新設法人や個人事業者については、事業開始課税期間が免税事業者となるため、併せて課税事業者選択届出書を事業開始課税期間の末日までに提出する必要があります。

【令和5年11月1日に設立された資本金1,000万未満の3月決算法人の場合】



[手続き]

① 課税事業者選択届出書→令和5年11月1日から令和6年3月31日までの間に提出

※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。

② 登録申請書→令和5年11月1日から令和6年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

8 登録申請を行う場合の留意点

(1) 国税庁による注意喚起

令和3年10月1日以降、相当数の申請が行われていますが、それに伴って登録申請書の記入誤りも増えているようです。そこで国税庁は、次のような注意事項の公表を行うとともに、登録申請書の記載例を公開しています。

【個人事業者の場合】

〔氏名〕欄

屋号は記載せず、「氏名」のみ記載してください。

※ 屋号の公表を希望される場合は、「[適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書](#)」を提出する必要があります。

〔代表者氏名〕欄及び〔法人番号〕欄

記載不要です。

【法人の場合】

〔本店又は主たる事務所の所在地〕欄・〔名称〕欄

原則として登記情報が公表されますので、登記に記載された情報を正確に記載してください。

〔法人番号〕欄

法人番号が指定されている場合は、必ず記載してください。

※ 登記情報や法人番号は「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

【法人・個人事業者に共通する事項】

〔事業者区分〕欄

「課税事業者」または「免税事業者」のいずれかに必ずチェックしてください。

〔登録要件の確認〕欄

・「課税事業者です。」欄

適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」をチェックしてください。

・「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。」欄

「はい」または「いいえ」のいずれかに必ずチェックしてください。

※ 「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられる」とは、起訴され、裁判により罰金以上の刑が確定したことをいいます（「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。）。

e-Taxにより提出される場合にご注意いただきたい事項

同じ内容の登録申請書を重複して送信しないようご注意ください。

※ e-Taxにより提出された場合は、受信したことをお知らせする「受信通知」がメッセージボックスに格納されます。「受信通知」にエラーの表示がない場合は、正常に送信できているため、改めて送信しないようご注意ください。

（出典：「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意ください事項」
令和3年11月5日（令和4年2月4日改訂）国税庁）

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【個人事業者用】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出する必要があります。

◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓

※ 「通称」及び「旧姓」は、**住民票に併記されている場合にのみ公表**することができます。

第1-(1)号様式 国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 ● 年 ● 月 ● 日	(フリガナ) トウキョウト 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	トウキョウト (〒 XXX - XXXX) ◎ (法人の場合のみ公表されます) 東京都〇〇区△△ □-□	この申請書は 三十日までの間に提出する場合に使用します。
	(フリガナ) トウキョウト 納税地	トウキョウト (〒 XXX - XXXX) 東京都〇〇区△△	
	(フリガナ) コクゼイ タロウ 氏名又は名称	◎ 国税 太郎	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名	記載不要	
	法人番号		

【公表事項】

姓と名の間は1文字空けてください。
屋号は記載しないでください。

※ 屋号の公表を希望される場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出してください。

この申請書に記載した次の事項(◎印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにした場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <small>※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)</small>
-------	--

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名 (電話番号 - -)

※ 整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
--------	------	-------	-------	-----------	-------	-----

【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の「登録要件の確認」欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【個人事業者用】

初葉の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、**どちらか**を選択し、記載してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

【2/2】

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合にを記載してください(下のにを記載した場合を除きます。)
※ **個人番号**を必ず記載し、**本人確認書類の写し**を添付してください。

※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	XXXXXXXXXXXX	法人 事業年度 のみ 記載	自 月 日 月 日 月 日
		事業年度	記載不要
		資本金	
		登録希望日	令和 年 月 日
		課税期間の初日	令和 年 月 日
		※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日	

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税事業者です。
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。

納税管理人を定める必要のない事業者です。
(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項)
【個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合
【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

納税管理人の届出をしています。
(「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。)
消費税納税管理人届出書 (提出日: 令和 年 月 日)

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

免税事業者の場合で、適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」にを記載してください。

定める必要がない場合に「はい」にを記載してください。
「いいえ」の場合は、下欄の納税管理人の届出(※)について記載してください。
※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

該当しない場合に「はい」にを記載してください。
(注) 「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。
「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(※)について記載してください。
※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で**課税事業者**の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者**となった場合でも、**適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者**となり、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

(出典: 「記載例(個人事業者用)」国税庁)

(2) 電子データによる登録通知書の受領を希望する場合

e-Taxソフト（パソコン版）や市販の税務ソフトを使用して電子申請を行う場合、通常は電子申請用データ作成画面の雛形にデータ受信希望欄があります。

この受信希望欄の□に✓マークを付けて送信すれば登録通知書を電子データで受領することができます。なお、かなり見落としがちなので十分注意が必要です。

【電子申請用データ作成画面の雛形一部抜粋】

税 理 士 署 名		(電話番号 - -)									
本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します。 <input type="checkbox"/>											
※ 税 務 署 処 理 欄	整理 番号			部門 番号			申請年月日	年 月 日		通 信 日 付 印	確 認
	入 力 処 理	年 月 日		番号 確認			身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()		
	登 録 番 号	T									

また、国税庁ホームページで公表されているe-Taxソフト（WEB版）やe-Taxソフト（SP版）で申請する場合には、問答形式となっています。登録通知書の受領方法について、電子データで受け取るかどうかの希望確認画面が表示されるため、「希望する」をチェックすれば登録通知書を電子データで受領することができます。

【e-Taxソフト（WEB版）希望確認画面一部抜粋】

その他事項の入力

税務署による審査を経て、登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。
登録通知書は紛失防止等の観点からe-Tax(電子データ)で受け取ることをお勧めしております(受け取った通知書の電子データを印刷することも可能です)。
なお、e-Taxで受け取った通知書を確認する際に、マイナンバーカード等の電子認証は不要です。

e-Taxで受け取ることを希望しますか。?

希望する	希望しない
------	-------

(3) 納税義務が切り替わる場合の記載方法

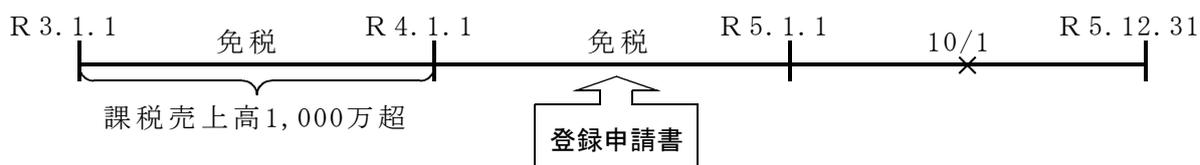
登録申請書を記載する上で意外と悩ましいのが、登録申請時の課税期間とインボイス制度が導入される令和5年10月1日の属する課税期間の納税義務が異なる場合です。

ただ、登録申請書を記入する際は、あくまでも申請書の雛形に従い、申請時点における納税義務の有無に基づいて記載していくことになります。

【事例1】免税事業者が課税事業者となる場合

個人事業者ですが、令和4年までは免税事業者となります。令和3年中の課税売上高が1,000万円を超え、令和5年から課税事業者となることから、令和3年分の確定申告書と一緒に「課税事業者届出書」を提出しました。令和4年中に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、令和5年10月1日より適格請求書発行事業者の登録を受けようと考えていますが、「適格請求書発行事業者の登録申請書」にはどのように記載すればよいですか？

【免税事業者が課税事業者となる場合】



【解説】

登録申請を行う時点では免税事業者ですから、登録申請書【1/2】の「事業者区分」欄の「 免税事業者」に✓マークを付けます。

【「事業者区分」欄】

	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、 <input type="checkbox"/> にレ印を付してください。	
事業者区分	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者
	※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご覧ください。）。	

ここに✓マーク

また、登録申請書【2/2】の「免税事業者の確認」欄の下段のに✓マークを付けます。さらに下段の「課税期間の初日」欄に「令和5年1月1日」と記入します。

【「免税事業者の確認」欄】

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。						
免 税 事 業 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個人番号					
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日		法人のみ記載	事業年度 自 月 日 至 月 日
		事業内容			登録希望日	資本金 円 (令和5年10月1日を希望する場合、記載不要) 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者				課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日	

ここに✓マーク

「令和5年1月1日」と記入

ちなみに、「登録要件の確認」欄の「課税事業者です。」欄では、「□ はい」に✓マークを付けることになります。

【「課税事業者です。」欄】

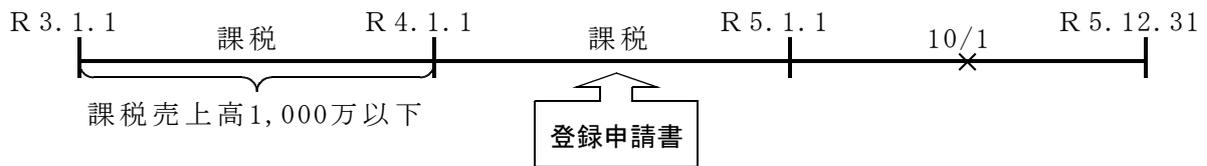
課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

ここに✓マーク

【事例 2】課税事業者が免税事業者となる場合

個人事業者ですが、令和 4 年までは課税事業者となります。令和 3 年中の課税売上高が1,000万円以下となり、令和 5 年から免税事業者となることから、令和 3 年分の確定申告書と一緒に「納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出しました。令和 4 年中に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、令和 5 年10月 1 日より適格請求書発行事業者の登録を受けようと考えていますが、「適格請求書発行事業者の登録申請書」にはどのように記載すればよいですか？

【課税事業者が免税事業者となる場合】



【解説】

登録申請を行う時点では課税事業者ですから、登録申請書【1 / 2】の「事業者区分」欄の「 課税事業者」に✓マークを付けます。

【「事業者区分」欄】

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。	
事 業 者 区 分	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
<small>※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。</small>	

ここに✓マーク

なお、申請時点で課税事業者の場合には、登録申請書【2 / 2】の「免税事業者の確認」欄の記載を行う必要はありません。

ただ、本事例では、令和 5 年 1 月 1 日からいったん免税事業者となりますが、「免税事業者に係る登録の経過措置」（平成28年改正法附則44④）の適用を受け、令和 5 年10月 1 日より適格請求書発行事業者の登録を受けようと考えています。

この場合、「免税事業者の確認」欄の上段のに✓マークを付けていませんが、この経過措置の適用を受けられるかどうか疑問が残るところです。これについては、同欄の上段のに✓マークが付けられていなかったとしても、経過措置の適用は受けられるようです。

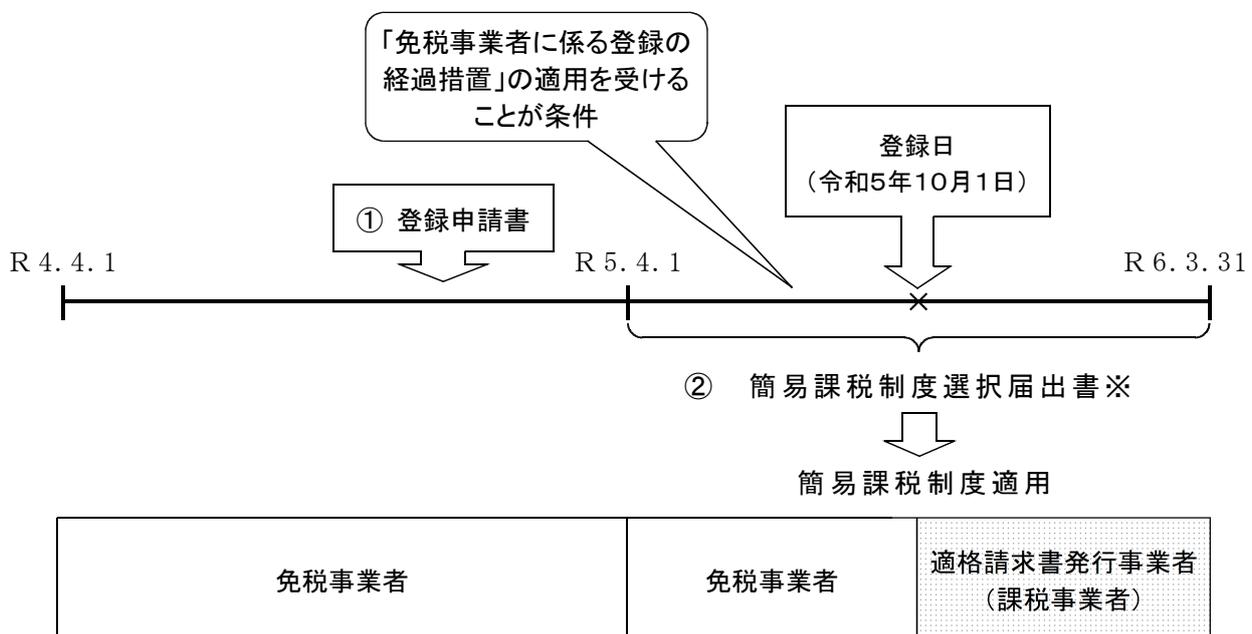
9 簡易課税制度の届出特例

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるに当たっては、これと併せて簡易課税制度を選択するケースが多くなるものと思われます。

ここで、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間において、上記で解説した「免税事業者に係る登録の経過措置」（平成28年改正法附則44④）の適用を受ける事業者は、簡易課税制度選択届出書について、提出時期の特例の適用を受けることができます。

この場合、簡易課税制度選択届出書に、その課税期間から簡易課税制度を適用する旨を記載し、これをその課税期間中に提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用できます（平成30年改正消令附則18）。

【簡易課税制度の届出特例】



【手続き】

- ① 登録申請書→令和5年3月31日までに提出
- ② 簡易課税制度選択届出書→令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に提出（特例の適用を受ける旨を記載します。）

※ 簡易課税制度選択届出書を原則どおり令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に提出する方法もあります。

【「特例の適用を受ける旨」欄】

税務署長殿	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 (消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則第18条の規定により 消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。)			
課税期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	

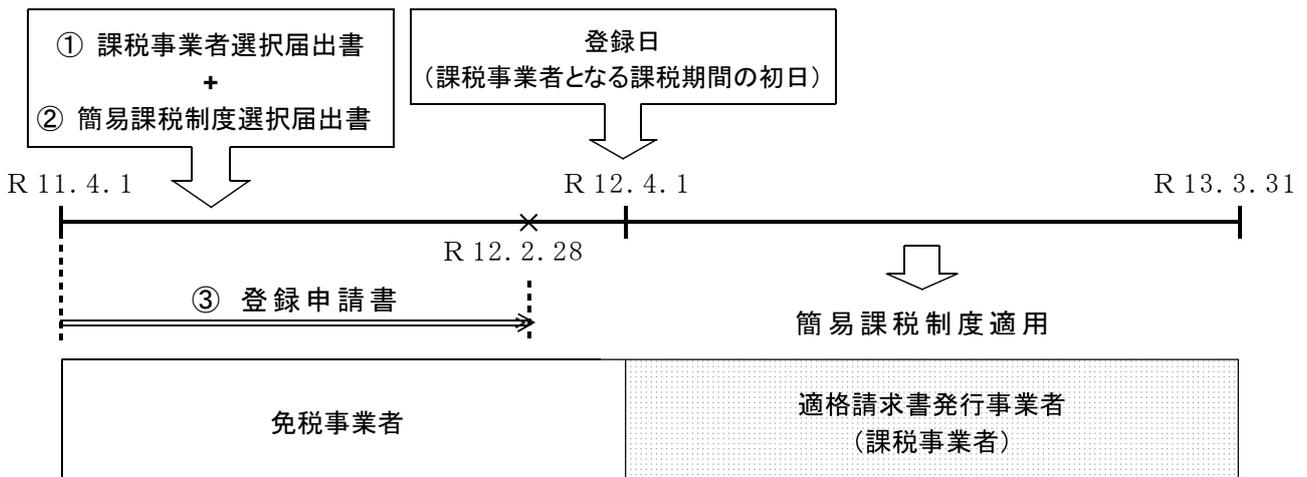
ここに✓マーク

< 参考 >

～経過措置適用期間後の課税期間の場合～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間後については、上記の「簡易課税制度の届出特例」の適用はありません。

したがって、免税事業者が適格請求書発行事業者となり、簡易課税制度の適用を受ける場合には、原則として、その登録を受けようとする課税期間の直前の課税期間中に、①課税事業者選択届出書及び②簡易課税制度選択届出書並びに③登録申請書（その登録を受けようとする課税期間の初日の前日から起算して1月前の日まで）を提出することになります。



[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に提出
※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。
- ② 簡易課税制度選択届出書→令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に提出
- ③ 登録申請書→令和12年2月28日までに提出

消費税簡易課税制度選択届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">収受印</div>		令和 年 月 日		(フリガナ) 納 税 地		(〒 -) (電話番号 - -)	
税務署長殿		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
		法 人 番 号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。			
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 (<input type="checkbox"/> 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則第18条の規定により 消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。)							
①	適用開始課税期間	自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日			
②	①の基準期間	自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日			
③	②の課税売上高	円					
事 業 内 容 等		(事業の内容)				(事業区分) 第 種事業	
提出要件の確認		次のイ、ロ又はハの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。)				はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
		イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	令和 年 月 日		
		ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合	設立年月日	令和 年 月 日		
		ハ	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合(同条第2項の規定の適用を受ける場合)	A 仕入れ等を行った課税期間の初日	令和 年 月 日		
		ハ	仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。	B 建設等が完了した課税期間の初日	平成 年 月 日 令和 年 月 日		
		B この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない		令和 年 月 日	はい <input type="checkbox"/>		
※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。 1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。 2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。 ※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。							
参 考 事 項							
税 理 士 署 名							
(電話番号 - -)							
※ 税務署 処理 欄	整理番号			部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	通信日付印	年 月 日	確認	番号確認			
	年 月 日	確認	番号確認				

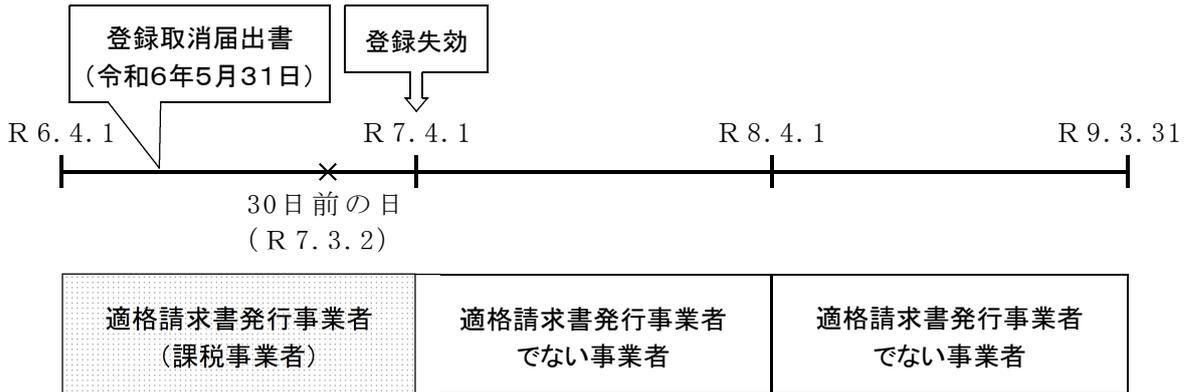
注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

10 登録の取りやめ

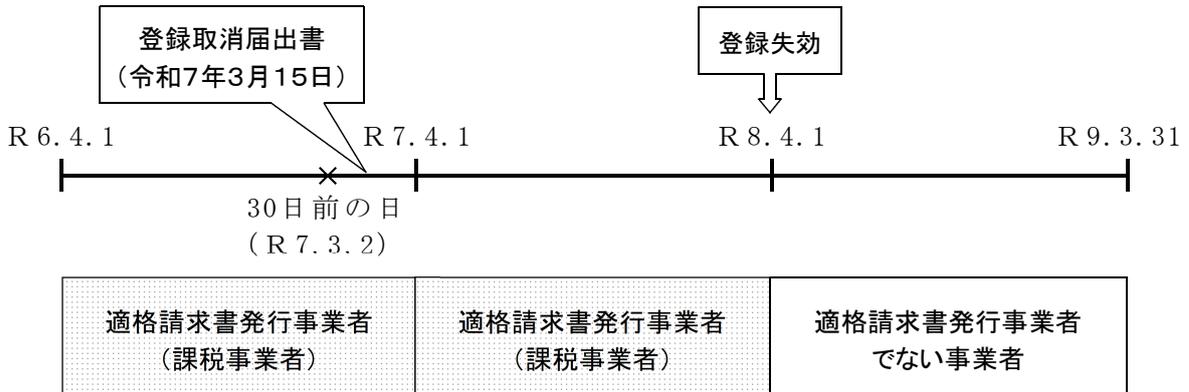
適格請求書発行事業者が、その登録を自ら取りやめたい場合には、「登録取消届出書」を提出します。ここで、その届出書を提出した場合、原則として、その提出があった課税期間の翌課税期間にその登録が失効します。

ただし、その届出書の提出期限は、その課税期間の末日ではありません。その提出日が、その課税期間の末日から起算して30日前の日以後となると、その翌々課税期間からその登録が失効するので要注意です（消法57の2⑩一）。

【30日前の日前に提出した3月決算法人の場合】

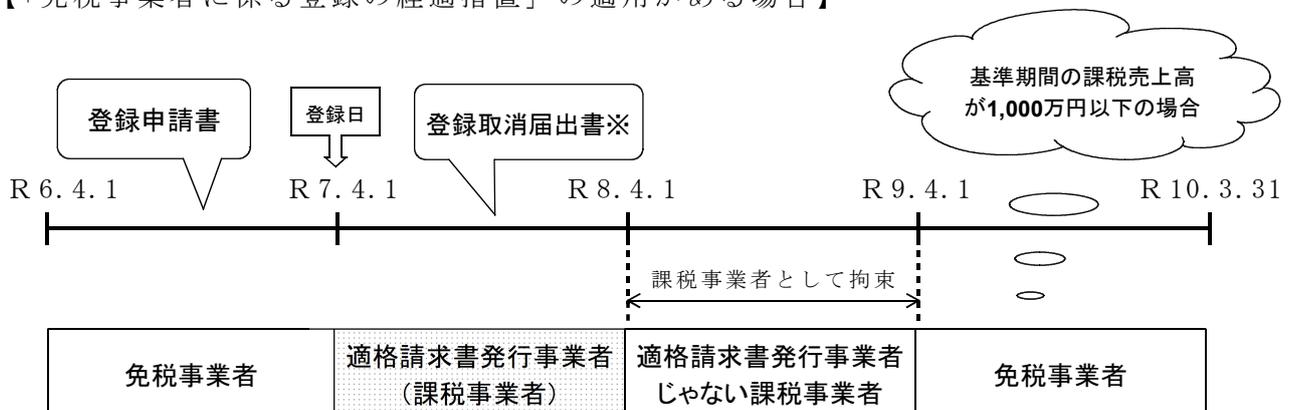


【30日前の日以後に提出した3月決算法人の場合】



< 参考 >

【「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用がある場合】



※ 登録取消届出書の提出制限はありません。

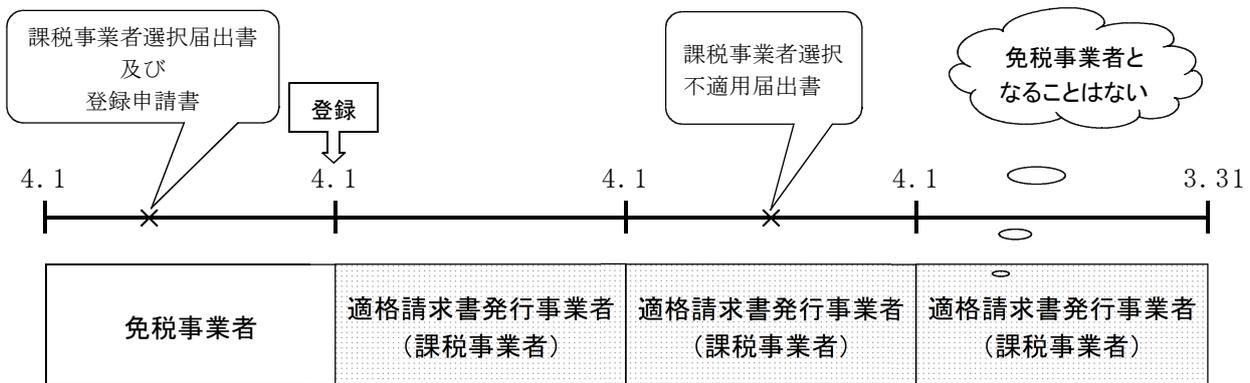
< 参考 >

～経過措置適用期間後の取扱い～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間後において、免税事業者が適格請求書発行事業者となるためには、原則として、課税事業者選択届出書を提出した上で登録申請書を提出することになります。ここで、適格請求書発行事業者の登録制度と課税選択制度のそれぞれを解除しようとする場合、その提出書類と納税義務の判定については注意が必要です。

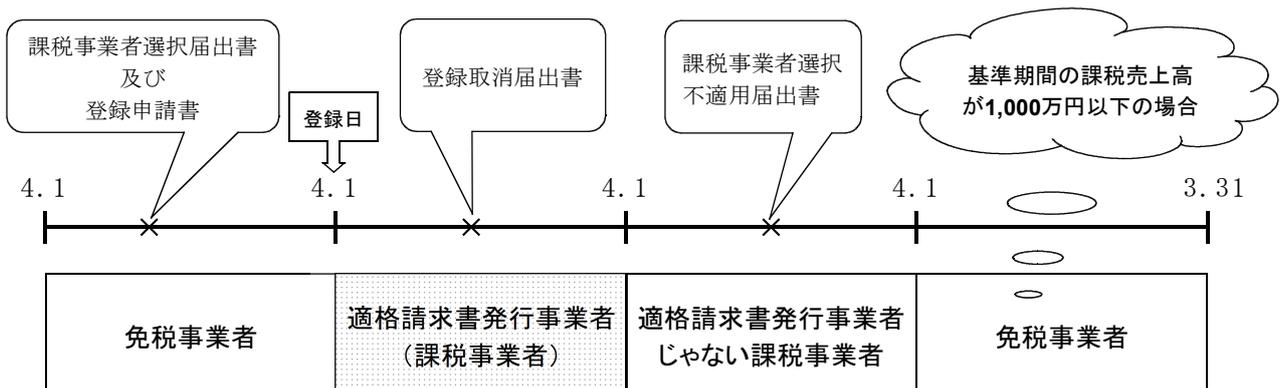
たとえば、その登録後に課税事業者選択不適用届出書を提出したとしても、適格請求書発行事業者の登録を受けている限りは、免税事業者に戻ることはありません。

【課税選択制度を解除した場合】



また、適格請求書発行事業者の登録を取り消すために登録取消届出書を提出したとしても、課税事業者選択不適用届出書を提出しない限りは、免税事業者に戻ることはありません。

【適格請求書発行事業者の登録制度を解除した場合】



適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

(収受印)

令和 年 月 日	届	(フリガナ)	(千 ー)
		納 税 地	(電話番号 ー ー)
	出 者	(フリガナ)	
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
_____ 税務署長殿	登 録 番 号	T	

下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。

	令和 年 月 日
登録の効力を失う日	※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。 ただし、この届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から当該課税期間の末日までの間に提出した場合は、翌々課税期間の初日となります。 登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。
適格請求書発行事業者の登録を受けた日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 ー ー)

※ 税務署 処理欄	整 理 番 号	部 門 番 号	通 信 日 付 印	確 認
	届 出 年 月 日	年 月 日	年 月 日	番 号 確 認
	入 力 処 理	年 月 日	番 号 確 認	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

Ⅲ 個別事例の留意点

1 委託販売におけるインボイスの交付方法

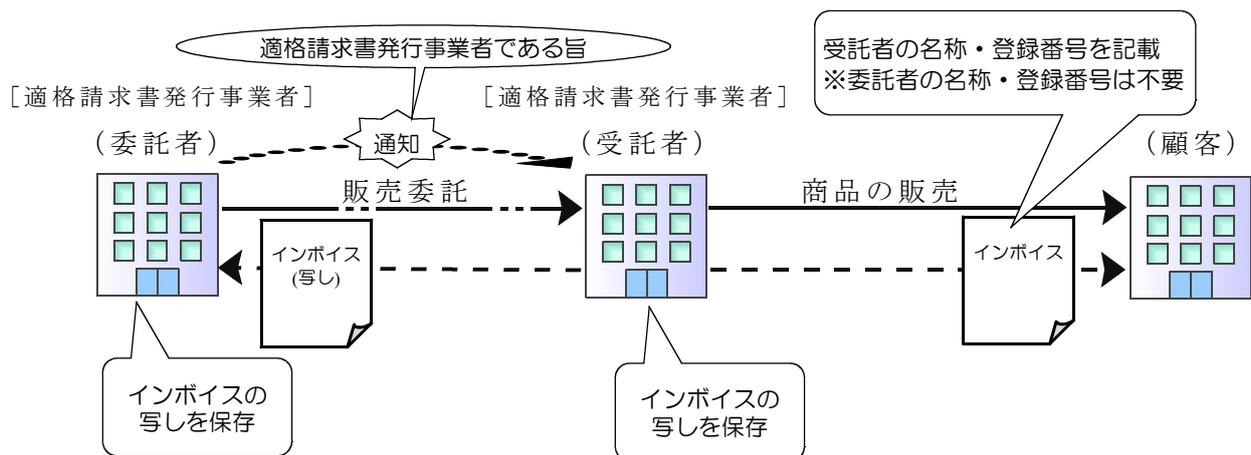
(1) 媒介者交付特例

次の(イ)及び(ロ)の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、「受託者の氏名又は名称及び登録番号」を記載（「委託者の氏名又は名称及び登録番号」は記載不要です。）したインボイスを委託者に代わって顧客に交付することができます（消令70の12①、インボイス通達3-7）。また、電子データによる提供もできます。

【媒介者交付特例の要件】

- (イ) 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
 - (ロ) 委託者が、受託者に自己が適格請求書発行事業者であることを取引前までに通知※していること
- ※ 通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、たとえば、基本契約書等に委託者の登録番号を記載する方法などがあります。

【媒介者交付特例】



なお、媒介者交付特例を適用する場合における受託者の対応及び委託者の対応は、次のとおりです（消令70の12①③④）。

【受託者の対応】

- (イ) 交付したインボイスの写しを保存します。
- (ロ) 交付したインボイスの写しを速やかに委託者に交付します。

【委託者の対応】

- (イ) 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知します。
- (ロ) 受託者から交付されたインボイスの写しを保存します。

[精算書等の交付]

委託者に交付するインボイス等の写しについて、たとえば、そのコピーが大量になるなど、その写しそのものを交付することが困難な場合には、その写しと相互の関連が明確な精算書等の書類を交付することができます（インボイス通達3-8）。この場合、受託者は、交付したその精算書等の写しを保存する必要があります。

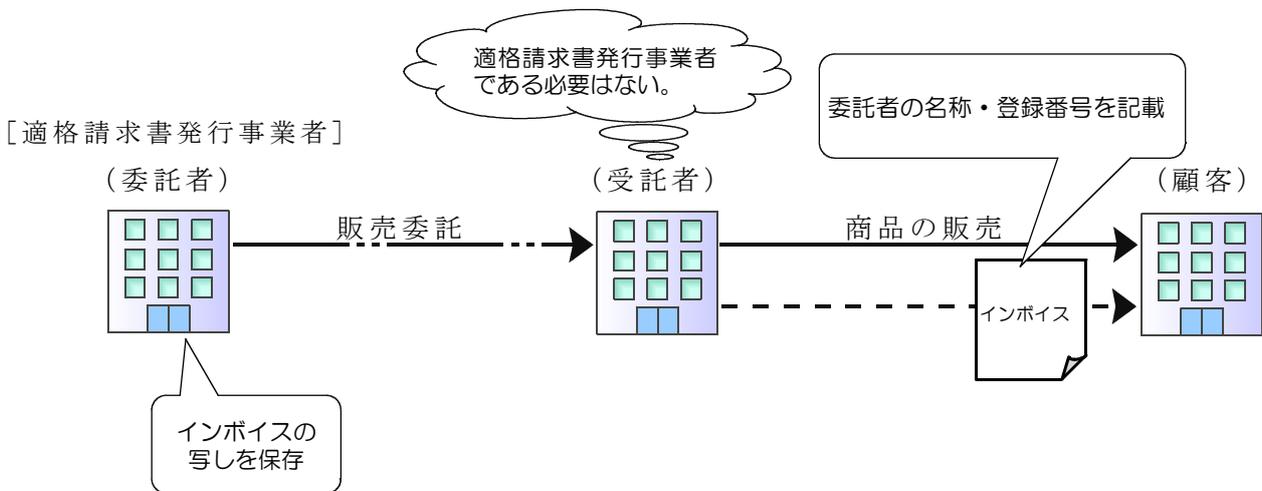
なお、精算書等の書類には、「税率ごとに区分して合計した税抜価額又は税込価額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額」など委託者の売上税額の計算に必要な一定の事項を記載する必要があります。

(2) 代理交付

代理交付の場合には、本来の売り手である委託者が交付するインボイスをその受託者を經由して交付するだけであって、通常のインボイスの交付と基本的には変わりません。したがって、その記載内容についても、「委託者の氏名又は名称及び登録番号」を記載して交付することになります。

なお、上記①の媒介者交付特例においては、受託者も適格請求書発行事業者でなければなりません。代理交付においては、その受託者が適格請求書発行事業者である必要はありません。

【代理交付】



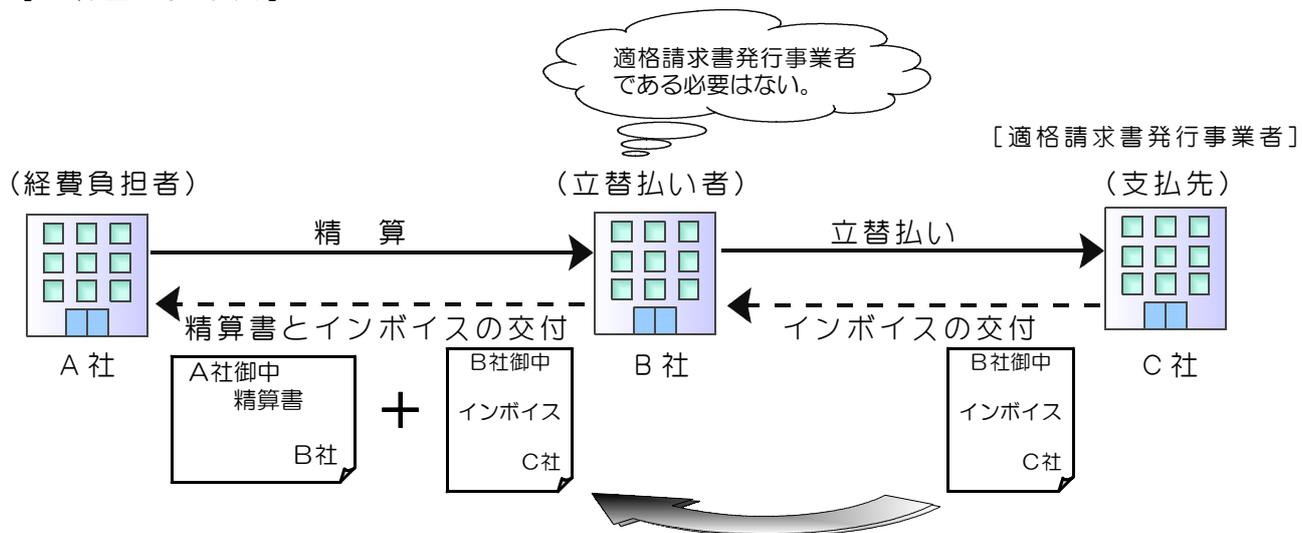
2 経費の立替払い

事業者間で経費の立替払いを行った場合、通常、インボイスの宛名には、その立替払いを行った事業者の名称等が記載され、本来経費を負担すべき事業者の名称等は記載されません。

このような場合には、本来の経費負担者である事業者が、その立替払いを行った事業者から、そのインボイスとその事業者が作成した立替金精算書等の交付を受け、これらの書類を保存することによって、仕入税額控除の適用を受けることができます（インボイス通達4-2）。

なお、この場合には、その立替払いを行った事業者は、適格請求書発行事業者である必要はありません。

【立替金の見取図】



3 家賃の支払いとインボイス

店舗や事務所の賃貸借契約において、月極家賃を口座振替や口座振込で支払う場合には、請求書や領収書の授受を行わないのが一般的ですが、仕入税額控除を行うためにはインボイスの保存が必要となります。

この場合、適格請求書発行事業者にはインボイスの交付義務がありますから、賃貸人から一定期間分の賃借料について、まとめてインボイスの交付を受け、これを保存するという対応も可能です。

また、インボイスの記載事項については、一の書類にすべて記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項のすべてが確認できれば問題ありません。ですから、たとえば、家賃の口座振替や口座振込を行っている場合には、賃貸借契約書に登録番号等を記載するなどして、複数の書類全体でその記載事項を満たすような対応も認められます（「インボイスQ & A」問79）。

なお、この方法は、税理士報酬など、継続した役務の提供の対価を支払う場合にも応用できます。

【口座振込等の場合の対応例】

インボイスの記載事項	口座振替	口座振込
貸貸人の氏名又は名称	契約書又は通帳履歴で確認	契約書又は振込金受取書で確認
登録番号	契約書で確認	契約書で確認
取引年月日	通帳履歴で確認	振込金受取書で確認
取引内容	契約書で確認	契約書で確認
取引金額及び税率	契約書又は通帳履歴で確認	契約書又は振込金受取書で確認
消費税額	契約書で確認	契約書で確認
借借人の氏名又は名称	契約書で確認	契約書又は振込金受取書で確認

【取引の都度請求書等が交付されない場合の対応】

【新規契約における対応例】

・ 発行者の名称及び登録番号

・ 取引の相手方の名称

・ 取引の内容

・ 税率ごとの対価の合計額及び適用税率

・ 消費税額等

建物賃貸借契約書

貸貸人〇〇(株) (登録番号: T1234...) と借借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条 (賃料)

賃料は1ヵ月165,000円 (消費税率10%・うち消費税15,000円) とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

振込金受取書

令和6年3月31日

金額	¥	165,000
先方銀行	八銀行	霞が関支店
お受取目	普通	口座番号 123456
お受取人	〇〇(株) 様	
ご依頼人	××(株) 様	

借借人である××(株)は、**契約書と振込金受取書等***を保存することで**仕入税額控除可**

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けられないため、通帳

・ 実際取引を行った事実を客観的に示す書類 (課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)

【既存契約における対応例】

建物賃貸借契約書

貸貸人〇〇(株)と借借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条 (賃料)

賃料は1ヵ月165,000円とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

+

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号: T1234...
消費税率: 10%
消費税額: 15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

・ 登録番号
・ 適用税率
・ 消費税額等

+

上記同様、振込金受取書等を保存

(出典: 「インボイス制度—オンライン説明会—」 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

IV 税額計算

1 売上税額の計算方法

(1) 割戻計算（原則）

税率ごとの税込課税売上高の合計額を税率ごとに割り戻して計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法45①）。

【割戻計算】

① 軽減税率対象取引

(イ) 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{100}{108} = \text{税抜課税売上高（千円未満切捨）} \rightarrow \text{課税標準額}$$

(ロ) 消費税額

$$\text{課税標準額} \times 6.24\% = \text{消費税額}$$

② 標準税率対象取引

(イ) 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{100}{110} = \text{税抜課税売上高（千円未満切捨）} \rightarrow \text{課税標準額}$$

(ロ) 消費税額

$$\text{課税標準額} \times 7.8\% = \text{消費税額}$$

③ ① + ② = 売上税額の合計額

(2) 積上計算（特例）

インボイス又は簡易インボイスに実際に記載した消費税額の合計額に基づいて計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法45⑤、消令62①）。

なお、売上税額を「積上計算」により計算した場合には、仕入税額の計算も「積上計算」によらなければなりません。

【積上計算】

$$\text{インボイス等に記載した消費税額の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{売上税額の合計額}$$

（注）軽減税率分と標準税率分は分けずに計算します。

【適用要件】

相手方に交付したインボイスの写し又は簡易インボイスの写しを保存していることが要件となります。

なお、簡易インボイスの記載事項は「適用税率」又は「税率ごとに区分した消費税額」となっていますが、「適用税率」のみを記載している場合には、積上計算を行うことはできません（インボイス通達3-13(注)1）。

2 仕入税額の計算方法

(1) 積上計算（原則）

① 請求書等積上計算

交付されたインボイス等実際に記載された消費税額の合計額に基づいて計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法30①、消令46①、70の10）。

【請求書等積上計算】

$$\text{インボイス等に記載された消費税額の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{仕入税額の合計額}$$

（注） 軽減税率分と標準税率分は分けずに計算します。

② 帳簿積上計算

課税仕入れの都度、税率ごとの税込課税仕入高を税率ごとに割り戻して算出した消費税相当額を仮払消費税額等などとして帳簿に計上し、その消費税相当額の合計額に基づいて計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法30①、消令46②）。

【帳簿積上計算】

$$\text{帳簿へ計上した消費税相当額の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{仕入税額の合計額}$$

（注） 軽減税率分と標準税率分は分けずに計算します。

【帳簿へ計上する消費税相当額の計算】

(イ) 軽減税率対象取引

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{8}{108} = \text{消費税相当額} ※$$

(ロ) 標準税率対象取引

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{10}{110} = \text{消費税相当額} ※$$

※ 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入し、切上げは認められません。

[課税仕入れの都度の意義]

課税仕入れの都度とは、たとえば、インボイス等の交付を受けた際に、そのインボイス等を単位として帳簿に計上している場合のほか、月単位など、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつき、まとめて交付を受けたインボイス等を単位として帳簿に計上している場合が含まれます（インボイス通達4-4）。

< 参考 >

～仕入税額控除の経過措置の適用がある場合～

仕入税額控除の経過措置（仕入税額の80%又は50%相当額の控除）の適用がある場合の経過措置の対象となる課税仕入れに係る消費税額の計算については、事業者が選択した「積上計算」又は「割戻計算」に応じて次のように計算します（平成30年改正消令附則22、23）。

【請求書等積上計算又は帳簿積上計算を適用する場合】

経過措置の適用を受ける課税仕入れを行った都度、次に掲げる算式によって計算し、これを積上げます。なお、経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、期末において一括して、次に掲げる算式によって計算することもできます。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

(注) 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入し、切上げは認められません。

【割戻計算を適用する場合】

その課税期間中に行った経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額について、次に掲げる算式によって計算します。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

3 計算方法の選択

事業者による売上税額と仕入税額の計算方法に関する選択については、各事業者の節税対策とその経理処理体制によって決まってきます。

なお、選択方法の組合せを図表で示すと次のようになりますが、「売上税額－積上計算、仕入税額－割戻計算」という組み合わせだけは選択できませんので注意してください。

【売上税額と仕入税額の計算方法の組合せ】

売上税額	仕入税額	採用の可否
割戻計算	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	○
積上計算	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	×
割戻計算と積上計算の併用	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	×

※1 仕入税額の計算において「請求書等積上計算」と「帳簿積上計算」の併用はできません。

※2 仕入税額の計算において「積上計算」と「割戻計算」の併用はできません。

< 参考 >

～売上税額の積上計算の特例～

令和 5 年 9 月 30 日までの区分記載請求書等保存方式が適用される期間については、一定の要件の下、引き続き旧消費税法施行規則第 22 条第 1 項に規定する「課税標準額に対する消費税額の計算の特例」（いわゆる「売上税額の積上計算の特例」）の適用が認められます。

そして、令和 5 年 10 月 1 日以後、この特例は廃止となり、前述したインボイス等に記載された消費税額に基づく売上税額の積上計算に切り替わります。

[売上税額の積上計算の特例]

次の①又は②に掲げる要件を満たす場合には、その税率ごとに端数処理を行った後の消費税額相当額を基礎として、課税標準額に対する消費税額の計算を行うことができます。

< 適用要件 >

① 税込価格を基礎とした代金決済を行う場合

税込価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計額に 108 分の 8 又は 110 分の 10 を乗じて計算した 1 円未満の端数処理後の消費税額相当額を領収書等に明示すること

② 税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合

税抜価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計額にそれぞれの税率（8 % 又は 10 %）を乗じて計算した 1 円未満の端数処理後の消費税額相当額を領収書等に明示すること

※ 事業者間取引の場合などに適用されます。

< 積上計算による消費税額の計算 >

(イ) 軽減税率対象取引

$$\text{領収書等に記載された消費税額の合計額} \times \frac{62.4}{80}$$

(ロ) 標準税率対象取引

$$\text{領収書等に記載された消費税額の合計額} \times \frac{78}{100}$$

V 令和4年度改正等

1 令和4年度改正

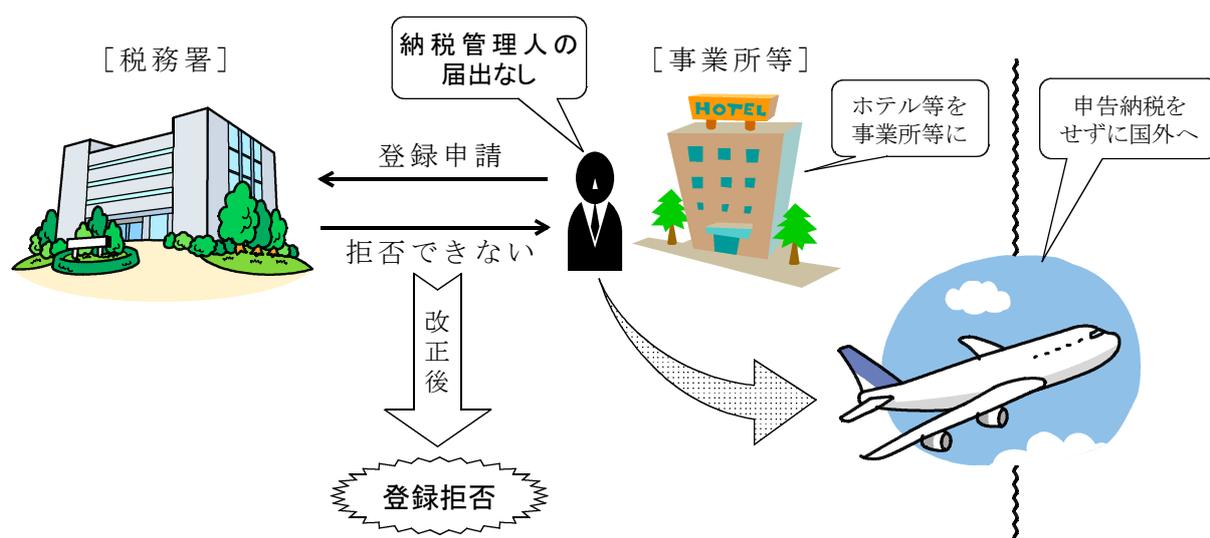
令和4年度改正により、上記で解説した「免税事業者に係る登録の経過措置」の他、次に掲げる各項目についても改正が行われています。

(1) 国外事業者の登録要件

特定国外事業者（事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者をいいます。）以外の者であって納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、税務署長は、その登録を拒否することができることとされました（消法57の2⑤）。

また、登録を受けている当該事業者が納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとされました。さらに、事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長は、その登録を取り消すことができることとされました（消法57の2⑥）。

【国内に事業所等を有し、住所等を有しない国外事業者】



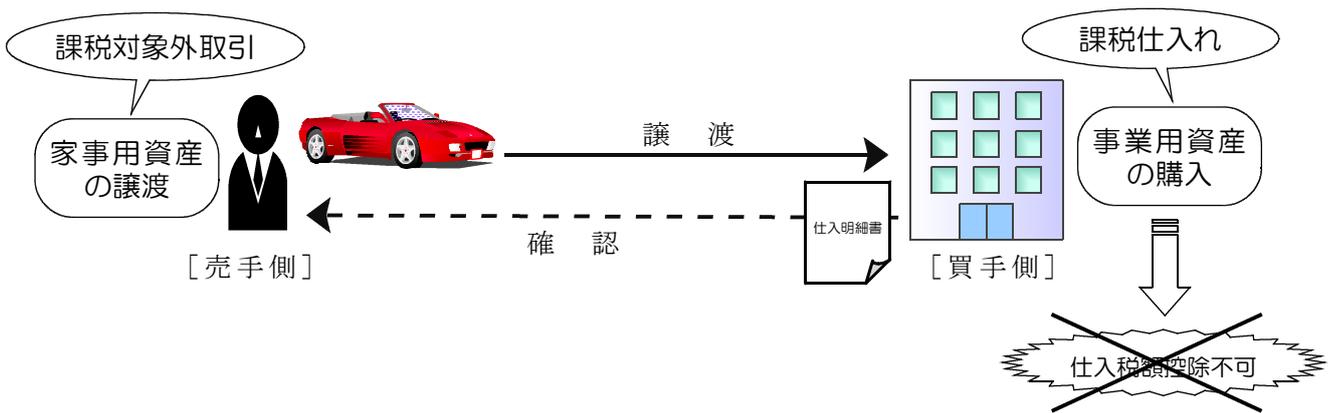
(2) 仕入明細書等の要件

買手側が作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類でインボイスと同等の事項が記載されているもの（その相手方の確認を受けたものに限り）を買手側が保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます（消法30⑨三、消令49④、インボイス通達4-6）。

今回の改正により、仕入税額控除が可能となるのは、売手側において課税売上げとなる取引のみとされました。

たとえば、売手側の個人事業者が、車などの家事用資産を譲渡した場合、買手側の課税事業者では課税仕入れとなります。ただし、買手側がいくら仕入明細書を作成して売手側の確認を受けたとしても、売手側では課税対象外取引（不課税取引）となりますから、買手側では仕入税額控除の適用を受けることはできません。

【個人事業者からの家事用資産の取得】



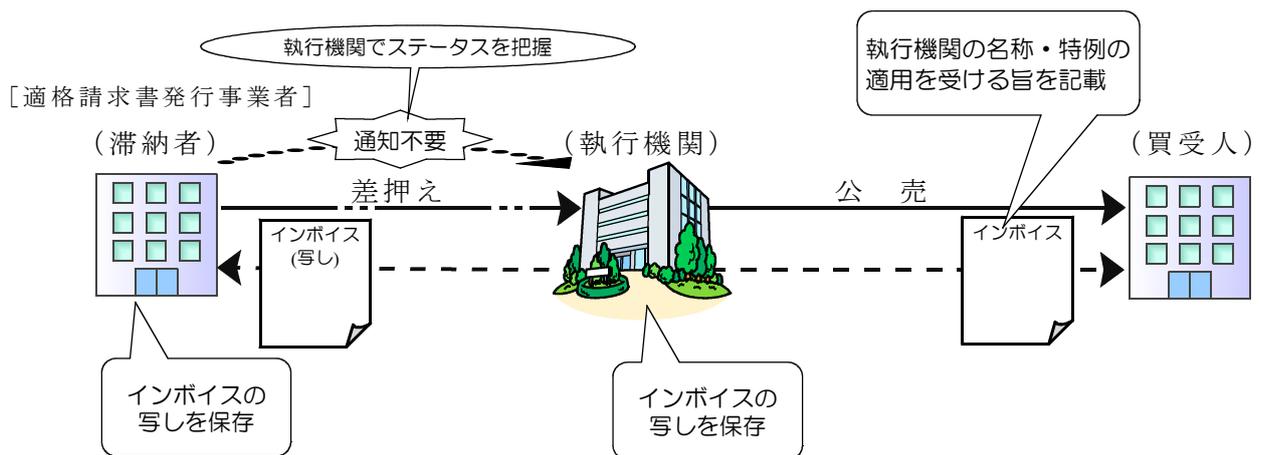
(3) 公売等の交付特例

公売等によって財産の売却が行われた場合についても、媒介者交付特例を適用できるようになりました。公売等の執行機関が、売手となるその滞納者（適格請求書発行事業者に限りません。）に代わってインボイスを交付し、買受人がこれを保存することで仕入税額控除が可能となります（消令70の12⑤⑥）。

この場合、その執行機関は、「その執行機関の名称及びこの特例の適用を受ける旨」を記載したインボイスを滞納者に代わって交付します。また、その執行機関は、交付したインボイスの写しを保存するとともに、その滞納者へその写しを交付することになります。

なお、執行機関が、媒介者交付特例の適用要件でもある「登録を受けている旨の通知」をその滞納者から受けることには困難が伴う場合も想定されることから、この特例では、「登録を受けている旨の通知」は不要となります。

【公売等が行われた場合】



(4) 仕入税額控除の経過措置

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に限定して、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合について仕入税額控除を認める経過措置が設けられています（平成28年改正法附則52、53）。

【経過措置の適用期間と仕入税額】

適用期間	仕入税額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

この経過措置の適用を受けるに当たって、請求書等を電子データで受領した場合であっても、保存要件を満たすこととされました。

【経過措置の適用要件】

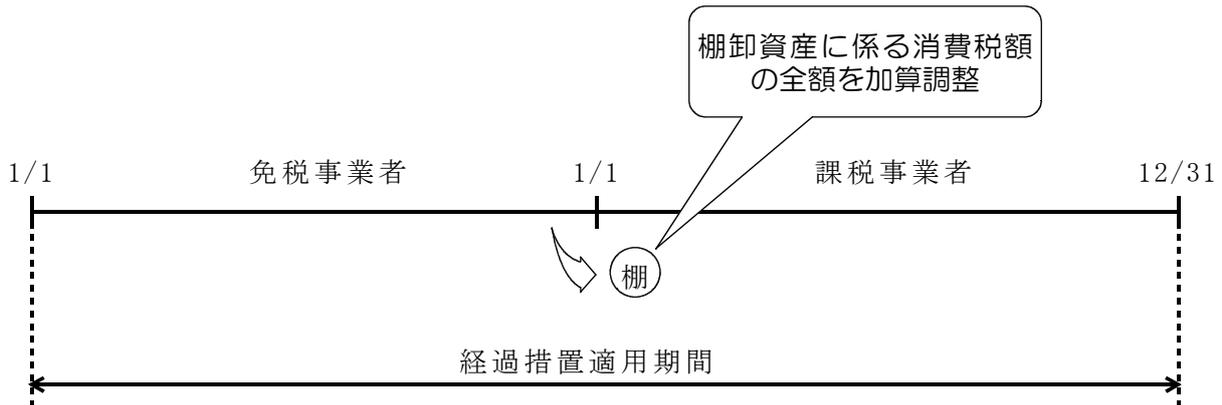
- ① 帳簿について、区分記載請求書等保存方式における記載事項に加え、たとえば、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する他、個々の取引に「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する等、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載を行うこと
- ② 請求書等又はその電子データについて、区分記載請求書等と同様の必要事項が記載又は記録されていること（請求書等に「軽減税率対象である旨」又は「税率ごとに区分して合計した税込価額」の記載がない場合に自ら追記又はデータを紙に出力して追記する場合を含みます。）

(5) 棚卸資産に係る税額調整

免税事業者が課税事業者となった場合には、その期首棚卸資産に係る消費税額がその課税事業者となった課税期間の仕入税額に加算調整されます（消法36①）。

この場合、上記(4)の経過措置は考慮しなくてよいこととされました。免税事業者期間中は、そもそも消費税計算を行いませんので、適格請求書発行事業者から取得したかどうかの区分経理は困難です。したがって、その棚卸資産を適格請求書発行事業者から取得したかどうかにかかわらず、その棚卸資産に係る消費税額の全額が加算調整の対象となります。

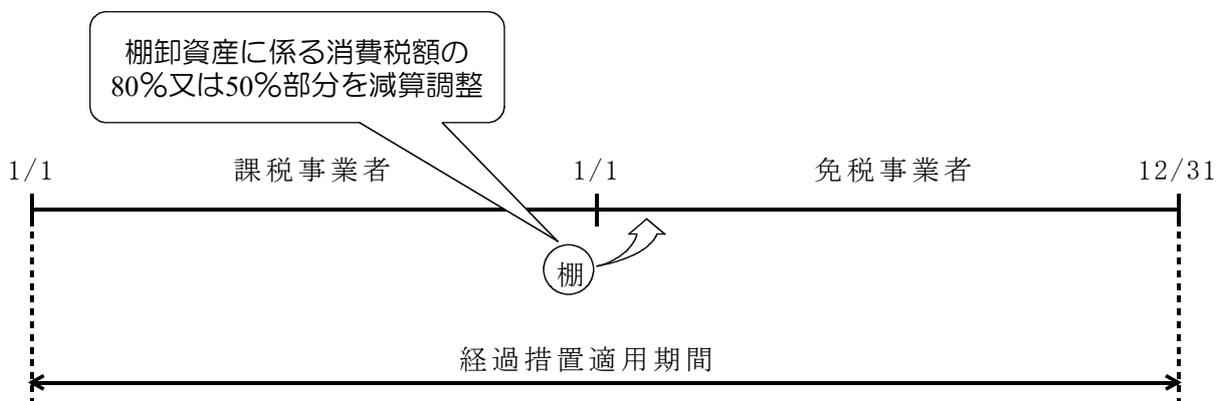
【免税事業者が課税事業者となる場合】



一方、課税事業者が免税事業者となる場合には、その期末棚卸資産に係る消費税額が、その最後の課税事業者である課税期間の仕入税額から減算調整されます（消法36⑤）。

この場合には、上記(4)の経過措置を考慮する必要があるので注意が必要です。課税事業者ですから、適格請求書発行事業者から取得したかどうかの区分経理を行っているはずですが。したがって、上記(4)の経過措置の適用を受けて取得した棚卸資産については、その消費税額の80%又は50%相当額が減算調整の対象となります（平成28年改正法附則52④、53④）。

【課税事業者が免税事業者となる場合】



(6) 特定収入を課税仕入れに充てた場合の仕入控除税額の調整

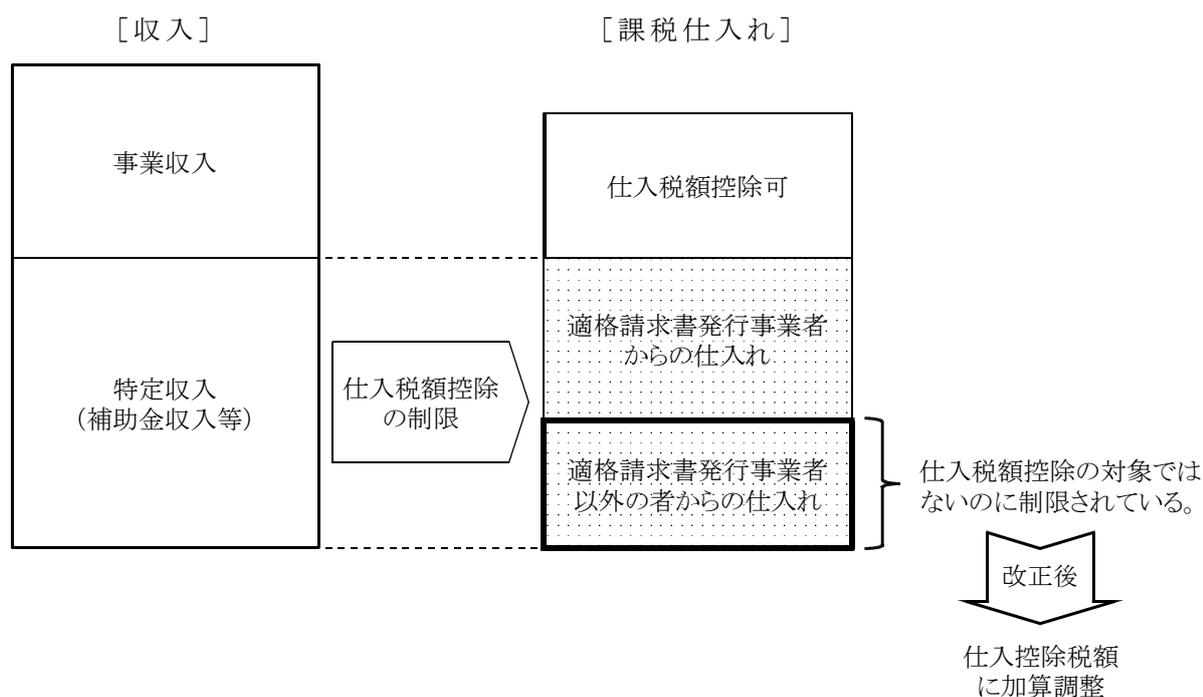
消費税法別表第3に掲げる法人等が、特定収入（補助金収入等）を課税仕入れの財源に充てた場合、その特定収入に係る課税仕入れについては仕入税額控除が制限されます。

ここで、インボイス制度開始後、この仕入控除税額の制限計算に当たっては、仕入税額控除の対象外となる免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額控除の制限対象となってしまいます。そのため、消費税法別表第3に掲げる法人等が、免税事業者等から課税仕入れを行った場合、仕入税額控除ができない部分も含めて仕入税額控除の制限を行うことになり、過度な納税負担が発生してしまいます。

そこで、交付要綱等により用途が特定されている特定収入について、免税事業者等からの課税仕入れに充てたことが、国等へ報告することとされている文書等により事後的に明らかとなった場合には、その明らかになった課税期間において、制限された仕入控除税額分を加算できることとされました（消令75⑧⑨）。

なお、特定収入により支出された課税仕入れのうち、免税事業者等からの課税仕入れが5%を超える場合に限ります。

【仕入控除税額の調整】



< 参考 >

～納付税額の計算式イメージ～

$$\text{納付税額} = \text{売上税額} - (\text{仕入税額} - \text{制限税額} + \text{取戻税額})$$

2 インボイス Q & A の改訂

令和4年4月28日に「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A」改定されました。上記の改正項目によるメンテナンスの他、新たに次の5問が追加されています。

(外貨建取引における適格請求書の記載事項)

問 56 当社は、米ドル建てにより取引を行っており、当該取引に係る資産の譲渡等の対価の額については、法人税における処理と同様に取引を行った日の対顧客直物電信売相場 (TTS) と対顧客直物電信買相場 (TTB) の仲値 (TTM) により円換算を行っています。このような外貨建取引に係る適格請求書は、どのように記載すればよいですか。【令和4年4月追加】

【答】

米ドルなどの外貨建てによる取引であっても、適格請求書に記載が必要な事項は問43《適格請求書に記載が必要な事項》と同様ですが、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」を除き、記載事項を外国語や外貨により記載しても問題ありません。

しかし、外貨建てによる取引であっても、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」については、円換算した金額を記載する必要があります。

具体的には、以下のいずれかの計算方法により、円換算して「税率の異なるごとに区分した消費税額等」を算出することとなります。

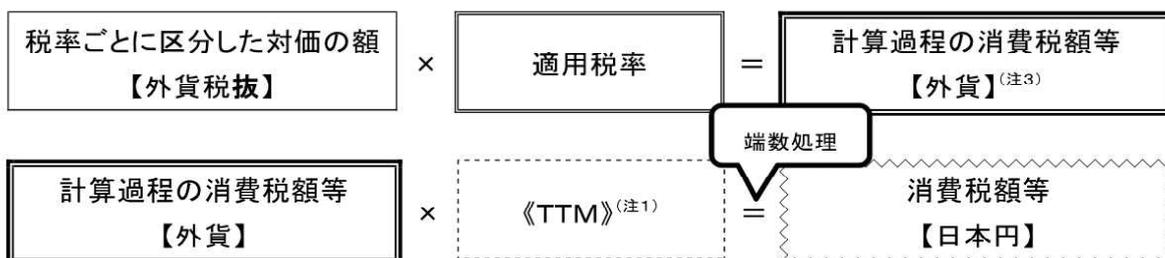
1 税率ごとに区分して合計した対価の額 (外貨税抜) を円換算後、消費税額等を算出する方法



2 税率ごとに区分して合計した対価の額 (外貨税込) を円換算後、消費税額等を算出する方法



3 税率ごとに区分して合計した対価の額 (外貨税抜) から計算過程の消費税額等 (外貨) を算出後、円換算する方法



4 税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税込）から計算過程の消費税額等（外貨）を算出後、円換算する方法



- (注) 1 消費税額等の算出に係る円換算の方法は、資産の譲渡等の対価の額の円換算の方法（基通10-1-7）と同様、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額を円換算する際の取扱いの例により行うこととなります。
- 2 税率ごとに区分した対価の額を円換算する際、端数処理を行うかどうかは事業者の任意となります。なお、ここでの端数処理は、税率ごとに区分した対価の額の計算であり、適格請求書の記載事項としての「消費税額等」の端数処理には該当しません。
- 3 消費税額等の端数処理は、「1円未満」の端数が生じた場合に行うものであるため、計算過程の外貨建ての消費税額等を算出する際に、端数処理を行うことはできません。

【税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税抜）を円換算後、消費税額等を算出する場合（上記1による場合）の記載例】

(TTM:115.21円)

Description	Taxable amount	Tax amount	JPY Tax Amount
Beef *	\$189	\$15.12	—
Wood chopsticks	\$23	\$2.3	—
Fish *	\$150	\$12	—
Spoon	\$31	\$3.1	—
Reduced tax rate (8%)	\$339	\$27.12	¥3,124
Standard tax rate (10%)	\$54	\$5.4	¥622

× TTM × 適用税率

Reduced tax rate (8%)

\$339 × 115.21 = 39,056.19 → 39,056円（税率ごとに区分した対価の額【円換算後】）

39,056円 × 8% = 3,124.48 → 3,124円（消費税額等）

Standard tax rate (10%)

\$54 × 115.21 = 6,221.34 → 6,221円（税率ごとに区分した対価の額【円換算後】）

6,221円 × 10% = 622.1 → 622円（消費税額等）

※ 外貨建てのTax amountは、インボイスの記載事項として求められるものではなく、参考として記載するものとなります。

(端数值引きがある場合の適格請求書の記載)

問 58 当社は、事業者に対して食料品などの卸売を行っています。取引先に対する請求に際して、当該請求金額の合計額の端数を値引きすることがあるのですが(いわゆる「出精値引き」)、適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。【令和4年4月追加】

【答】

ご質問のように課税資産の譲渡等の対価の額の端数を値引きする場合、値引きの時期が課税資産の譲渡等を行う前か後かで以下のように対応が分けられます。

- ① 既に行った課税資産の譲渡等の対価の額に係る値引きである場合、売上げに係る対価の返還等として処理する
- ② これから行う課税資産の譲渡等の対価の額に係る値引きである場合、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する

なお、値引きの時期が課税資産の譲渡等を行う前か後かについて厳密な区分が困難である場合は、①と②のいずれの処理を行っても差し支えありません。

1 売上げに係る対価の返還等として処理する方法(上記①)

既に行った課税資産の譲渡等の対価の額の端数の値引きである場合、当該課税資産の譲渡等に対する値引きについては適格返還請求書を交付することとなりますが、適格請求書と適格返還請求書のそれぞれの記載事項を満たして一の書類で記載することもできます。

この場合、貴社が行う出精値引きは既に行った個々の取引のいずれかに対して値引きを行う性質のものではなく、その請求全体に対して値引きを行うものであるため、適格返還請求書の記載事項である「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」は、適格請求書の記載事項である「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」と同一となることから、記載する必要はありません。

また、例えば、標準税率の取引のみを行っているなど、取引に係る適用税率が単一である場合、適格返還請求書の記載事項である売上げに係る対価の返還等の金額に係る「適用税率」に関しても同様に、適格請求書の記載事項である「適用税率」とは別に記載する必要はありません。

なお、適格返還請求書は、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率のいずれか一方のみの記載が求められている(両方記載することも可能です。)ことから、適用税率を記載した場合は、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載を省略することができます。

貴社が帳簿に記載する「売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」については、端数值引きによる対価の返還等であることが明らかな記載であれば問題ありません。

【売上げに係る対価の返還等として処理する際に交付すべき適格請求書と適格返還請求書を一つの書類で交付する場合の記載例】

請求書			
(株)〇〇御中		XX年11月1日	
No	日付	品名	金額
1	10/1	オレンジジュース※	100円
2	10/1	キッチンペーパー	1,000円
3	10/1	リンゴジュース※	300円
⋮	⋮	⋮	⋮
10%対象	税抜 5,200円		消費税額 520円
8%対象	税抜 5,100円		消費税額 408円
総計			11,228円
値引き	No.2	10%対象	▲228円
御請求額			11,000円

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

本件出精値引きの場合には、「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」について、個別の取引内容を記載する必要はありません。

値引き	No.2	10%対象	▲228円
-----	------	-------	-------

また、税率が単一の場合は、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る適用税率」を記載する必要はありません。

出精値引き	No.2	10%対象	▲228円
-------	------	-------	-------

2 課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する方法（上記②）

これから行う課税資産の譲渡等の値引きである場合、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理することとなりますので、適格請求書には、値引き後の対価の額に係る消費税額等の記載が必要となります。

また、標準税率及び軽減税率対象の取引を同時に行う場合の出精値引きについては、当該出精値引額をその資産の譲渡等の価額の比率によりあん分し、適用税率ごとに区分する必要があります。

なお、この場合において、例えば、標準税率対象のものからのみ値引きを行うとしても値引額又は値引き後の対価の額が明らかとなっていれば、合理的に区分されているものに該当します（軽減通達 15）。軽減対象資産の譲渡等とそれ以外の資産の譲渡等を一括して値引きする場合の適格簡易請求書の記載方法については、問 57《一括値引きがある場合の適格簡易請求書の記載》をご参照ください。

【課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する場合の記載例】

請求書

(株)〇〇御中 XX年11月1日

No	日付	品名	金額
1	10/1	オレンジジュース※	100円
2	10/1	キッチンペーパー	1,000円
3	10/1	リンゴジュース※	300円
⋮	⋮	⋮	⋮
10%対象		税抜 5,200円	消費税額 520円
8%対象		税抜 5,100円	消費税額 408円
総計			11,228円
出精値引き			▲228円
値引き後総計			11,000円
10%対象		税抜 5,096円	消費税額 509円
8%対象		税抜 4,996円	消費税額 399円

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T 1234567890123

「出精値引き」額を合理的に区分
(資産の譲渡等の税抜価額の比率で按分)

《10%対象》
 $228円 \times 5,200 / (5,200 + 5,100)$
 $\doteq 115円$ (税込値引額)
 $(5,200円 + 520円) - 115円 = 5,605円$ (値引き後の税込対価の額)
 $5,605円 \times 10/110 \doteq 509円$ (値引き後の対価に係る消費税額)
 $5,605円 - 509円 = 5,096円$ (値引き後の税抜対価の額)

《8%対象》
 $228円 \times 5,100 / (5,200 + 5,100)$
 $\doteq 113円$ (税込値引額)
 $(5,100円 + 408円) - 113円 = 5,395円$ (値引き後の税込対価の額)
 $5,395円 \times 8/108 \doteq 399円$ (値引き後の対価に係る消費税額)
 $5,395円 - 399円 = 4,996円$ (値引き後の税抜対価の額)

標準税率10%対象（又は軽減税率8%対象）のものからのみ値引きを行ったとしても、値引額又は値引き後の対価の額が明らかとなっていれば、合理的に区分されているものに該当します。

出精値引き			▲228円
値引き後総計			11,000円
10%対象		税抜 4,993円	消費税額 499円
8%対象		税抜 5,100円	消費税額 408円

《10%対象》
 $(5,200円 + 520円) - 228円 = 5,492円$
 $5,492円 \times 10/110 \doteq 499円$
 $5,492円 - 499円 = 4,993円$

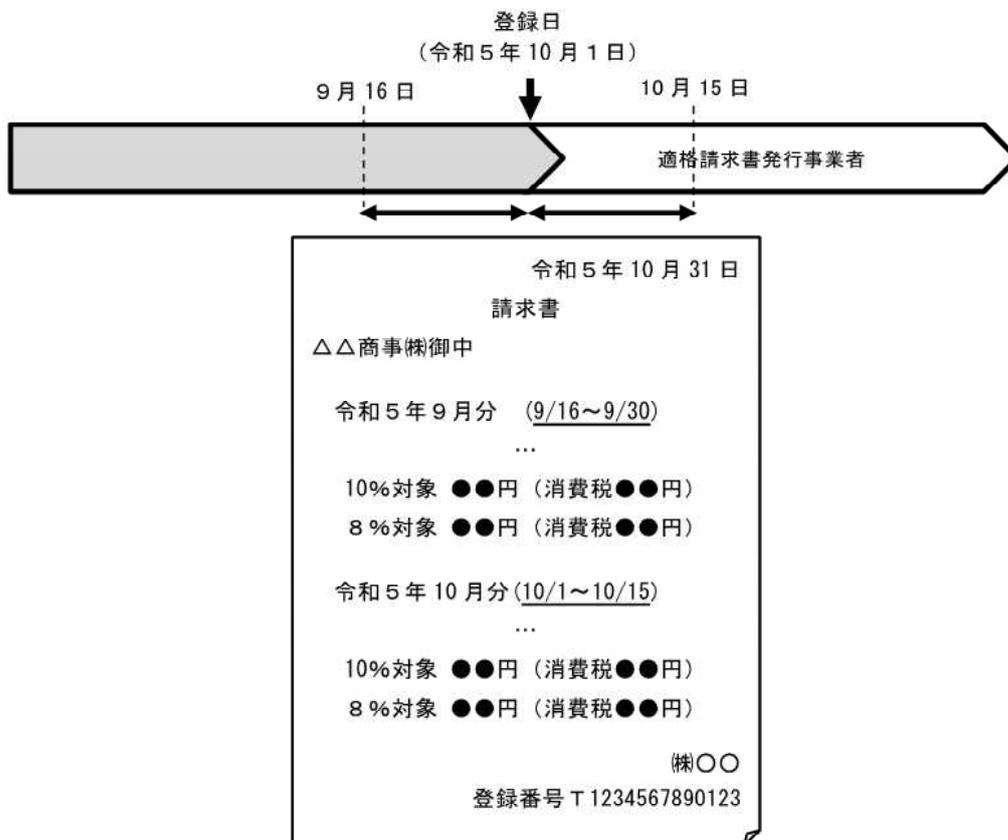
(登録日である令和5年10月1日をまたぐ請求書の記載事項)

問 63 当社は、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受ける予定です。当社は、売上げの請求書について、毎月15日締めとしています。適格請求書等保存方式が開始する令和5年10月1日をまたぐ令和5年9月16日から10月15日までの期間に係る請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。【令和4年4月追加】

【答】

適格請求書発行事業者には、登録日以後の取引について、相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務があります。

登録日をまたぐ一定の期間の取引に係る請求書については、登録日以後の課税資産の譲渡等について適格請求書を交付することとなるため、課税資産の譲渡等の対価の額や税率ごとに区分した消費税額等の記載に当たっては、登録日前の課税資産の譲渡等に係るものと登録日以後の課税資産の譲渡等に係るものとに区分するなどの対応が必要となります。

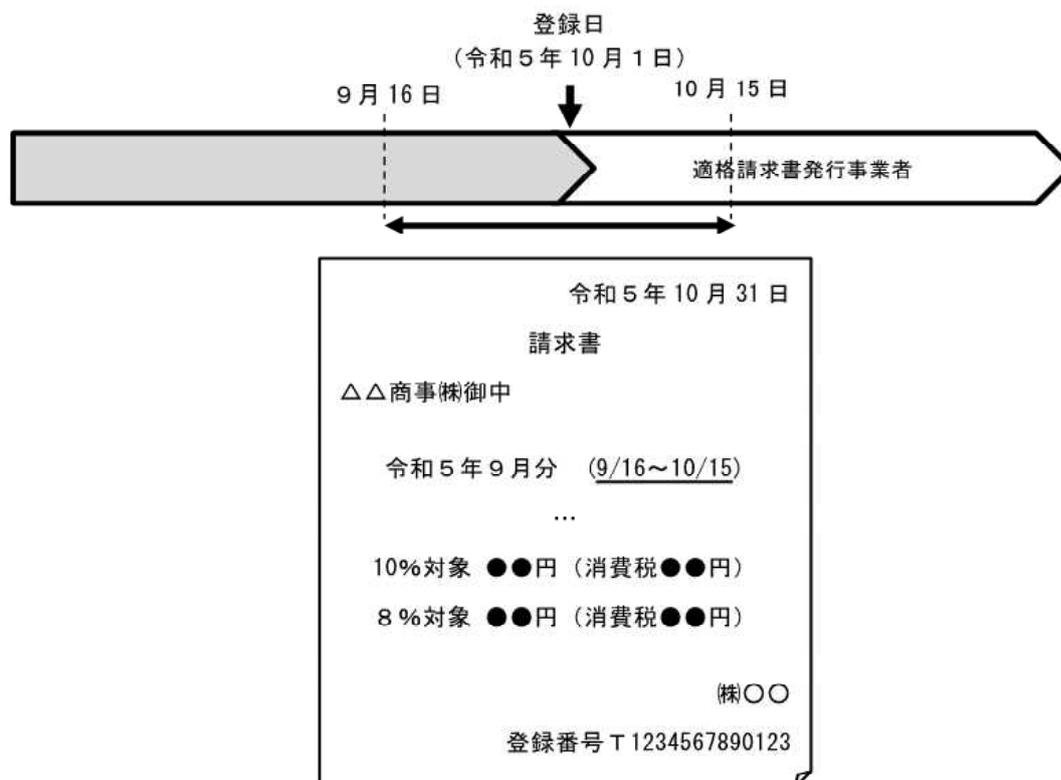


ただし、ご質問のように、登録日が令和5年10月1日（適格請求書等保存方式の開始日）である場合については、買手において登録日前後の課税仕入れがいずれも仕入税額控除の対象となることから、登録日をまたぐ請求書を適格請求書とするときは、登録日前後の課税資産の譲渡等（令和5年9月16日から30日までの期間と令和5年10月1日から15日までの期間）を区分することなく請求書に記載して交付することも認められます。

(参考) 売上税額の計算について、交付する適格請求書に令和5年10月1日以後（10月1日から15日までの期間）に係る課税資産の譲渡等の対価の額や税率ごとに区分した消費税額等を記載していない場合、売上税額の「積上げ計算」ができないことから、「割戻し計算」を行う必要があります（売上税額の「積上げ計算」を行う場合は令和5年9

月30日以前と令和5年10月1日以後を区分して記載するなどの対応が必要となります。)

また、この場合、請求書の交付を受けた相手方においては、令和5年9月30日以前の課税仕入れについては区分記載請求書、令和5年10月1日以後の課税仕入れについては適格請求書として取り扱われますが、令和5年10月1日以後の課税仕入れについて「積上げ計算」を行う場合など、その区分が必要である場合は、取引事実等に基づき金額を合理的に区分して計算するか、売手に同日以後分の適格請求書の交付を求めなどの対応を行うこととなります。



- (注) 1 令和5年10月2日以後に登録を受ける場合は、令和5年10月1日から登録日前までに行った課税資産の譲渡等について適格請求書を交付することはできないことから、この場合の登録日をまたぐ請求書は、登録日前後の課税資産の譲渡等を区分して請求書等に記載するなど、登録日以後の課税資産の譲渡等についてのみ適格請求書を交付する対応が必要となります。
- 2 登録日前後の課税資産の譲渡等を区分して請求書等に記載する場合で登録日以後の課税資産の譲渡等が明確に区分できないときは、例えば、継続的に役務の提供が行われ、一定の期間において検針等に基づき対価の額が確定する取引について検針等の対象となる日数等により対価の額を区分するなど、取引事実等に基づいて合理的に区分することとなります。

(仕入明細書を受領した場合における売上税額の積上げ計算)

問 93 当社は売上税額の積上げ計算を行うため、適格請求書を交付して、その写しを保存することとしています。しかし、取引先の中には、仕入明細書により支払が行われ、当社が作成した適格請求書を受けとってもらえない取引先もあります。

そういった取引先に対する売上げについては、売上税額の積上げ計算を行うために必要な「交付した適格請求書の写し」の保存を行うことができません。このような場合、当該取引先に対する売上げに係る売上税額の積上げ計算を行うことはできないのでしょうか。

なお、確認をするために取引先から受領した仕入明細書については、当社でも保存しています。【令和4年4月追加】

【答】

適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法については、割戻し計算のほか、相手方に「交付」した適格請求書等の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）に、そこに記載された税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とする積上げ計算も認められています（新消法45⑤、新消令62）。

また、買手である取引先が、仕入明細書を仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等とするには、当該仕入明細書に記載されている事項について売手である貴社の確認を受けることが必要です。

この確認の結果、貴社と相手方との間で仕入明細書に記載された消費税額等について共有されることとなりますので、ご質問のように、取引当事者間での取決め等により、仕入明細書により代金の支払が行われ、売手が適格請求書を交付することができない場合であっても、仕入明細書に記載されている事項の確認に当たって仕入明細書を受領しており、かつ、当該受領した仕入明細書を適格請求書等の写しと同様の期間・方法により保存している場合には、「交付した適格請求書等の写しの保存」があるものとして、売上税額の積上げ計算を行って差し支えありません。

※ 適格請求書の写しの保存期間や方法については、問65《適格請求書の写しの保存期間等》をご参照ください。

(免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合の税額計算)

問 101 適格請求書等保存方式開始後6年間は、免税事業者からの課税仕入れについても一定割合の仕入税額控除の適用を受けられるとのことですが、その場合の仕入税額控除の具体的な計算方法を教えてください。【令和4年4月追加】

【答】

適格請求書等保存方式の下では、原則、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除を行うことはできませんが、制度開始後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。本経過措置の適用を受けるために必要な要件については、問89《免税事業者からの仕入れに係る経過措置》をご参照ください。

本経過措置を適用する場合に仕入税額とみなす金額の具体的な計算方法は、次のとおりとなります。

1 仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合

本経過措置の適用を受ける場合においても「積上げ計算」により計算する必要があります。

本経過措置の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80^(注)を乗じて算出します(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。)(改正令附則22①一、23①一)。

なお、本経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません。

2 仕入税額について「割戻し計算」を適用している場合

本経過措置の適用を受ける場合においても「割戻し計算」により計算する必要があります。

課税期間中に行った本経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80^(注)を乗じて算出します(改正令附則22①二、23①二)。

(注) 経過措置を適用できる期間に応じた割合は、以下のとおりとなります。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%